

政策コード	5-1	担当部局	環境部	責任者 (部局長名)	木村陽三
-------	-----	------	-----	---------------	------

1. 政策体系

基本目標	5. 人と自然が共生するまち
政策	5-1. 環境に配慮したまちづくり

2. めざす姿

環境保全に関する市民や事業者の理解が深まり、豊かな自然環境や良好な生活環境が作られています。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	最終目標値	実績値の推移			
		H22	R1	H25	H27	H29	R1
1	環境保全の取組みに対する市民満足度【%】	23.1	36.3	38.4	36.3	38.0	-
2	エコライフ実践度【%】	73.0	73.0	72.7	71.5	73.0	72.2

※R1年度は市民意識アンケート調査なし

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
健全で恵み豊かな環境が保全され、それらを通じて市民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる「持続可能な社会」の形成が求められています。そのような中、佐世保市環境基本計画・地球温暖化対策地域推進計画・エコプランに基づき環境負荷の低減などにつながる施策を展開しました。	環境課題を取り巻く情勢の変化に対応しつつ、豊かな自然環境を守るため、平成30年度を始期とする次期環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含む)及び佐世保市役所エコプランを策定しました。させぼエコプラザに地球温暖化防止活動推進センターを設置し、従来の環境教育に加え、地球温暖化防止活動の推進拠点としての機能を追加しました。	環境問題を取り巻く情勢の変化に対応しつつ、豊かな自然環境を将来世代に引き継ぐため、環境教育の推進に向けて多様な主体が連携・協働を進める上での具体的な方向性を示した第2次環境教育等推進行動計画を策定し、自発的・積極的に環境に配慮した行動をとることができる「環境市民」の育成に向けた施策を展開しました。また、佐世保市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編))・エコプランに基づき環境負荷の低減などにつながる施策を展開しました。

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
平成27年12月に採択された「パリ協定」において、国の新たな温室効果ガス排出量の削減目標が定められ、本市としても、温室効果ガス削減に向けて今後一層の取り組みの推進が求められています。施策の成果指標に掲げる水質・大気環境基準は達成しています。生活排水処理率はH25度から微増しています。(H25:67.9⇒H27:69.6)	国が掲げる温室効果ガス排出量を2030年度に26%削減(2013年度比)するという高い目標を達成するため、市民一人ひとりの自発的な温暖化対策への取組を促すよう意識啓発をより一層推進する必要があります。大気・水質の環境基準は達成していますが、生活に密着している環境問題に対する市民の関心は高く、水質汚濁や大気汚染等に関する苦情件数は横ばいで推移しています。	本市の温室効果ガス排出量は、家庭や自家用車からの排出割合が全国より高い傾向にあり、家庭での省エネ行動の浸透が十分ではありません。また、大気、水質等の環境基準は概ね達成しているものの、公害苦情は一定件数発生しており、下水道や浄化槽の普及率は全国や長崎県の平均を下回っています。これら経済活動や家庭生活などの影響により、自然環境の悪化が懸念されます。

6. 今後の取組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
1. 計画通り 国において、平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」と整合を図りながら本市の地球温暖化対策計画を策定します。また、本市環境基本計画の改定に併せて、地球温暖化対策計画を基本計画内に位置付け、一つの計画として策定することで、効率的かつ効果的に政策を推進します。	1. 計画通り させぼエコプラザが環境教育及び地球温暖化防止活動の推進拠点としての役割を果たすため、市民、事業者、学校等及び行政が連携した環境保全活動の実践につながるよう、環境教育の場や機会の充実を図ります。	1. 計画通り 市民一人ひとりが環境に配慮した暮らしを実践するとともに、環境保全の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的・積極的に環境に配慮した行動をとることができる「環境市民」を育てるため、佐世保市環境基本計画の重点プロジェクトとして位置づけている「させぼエコプラザ」を拠点とした情報発信と環境教育のプロジェクト「SASEBO“e”PROJECT」を推進します。広域連携に関しては、環境保全活動の推進において、圏域内自治体が連携しながら環境啓発イベントや啓発広報等の事業実施に向け検討していきます。また、環境汚染を防止するため、大気、水質、事業場等の監視指導や下水道未整備地域での浄化槽設置の普及に努めます。

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
5-1-1	環境保全活動の推進	76,633	114,470	73,733
5-1-2	環境負荷の低減	105,485	111,470	103,849
	事業費合計	182,118	225,940	177,582

令和 元 年度実施事業 **令和 2 年度 施策 評価 シート** (主要な施策の成果報告書)

令和 元 年度実施事業		担当部局	環境部	作成日	令和2年6月15日
施策コード	5-1-1	責任者(部局長名)	木村陽三		
施策名		環境保全活動の促進		施策の方向性	環境教育・環境学習の推進
基本目標		5	人と自然が共生するまち		地球温暖化対策の推進
政策		5-1	環境に配慮したまちづくり		環境マネジメントの適切な運用
総合計画後期基本計画		-	ページ		自然環境保全の推進

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
エコライフ実践度	%	73.0	73.0	72.2	98.9

(振り返り)実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ●環境政策審議会において、環境基本計画の取組状況の報告・検証を行うとともに、市民及び関係者に周知を図りました。 ●環境教育・地球温暖化防止活動の拠点施設である「させぼエコプラザ」を中心に、市民等へ啓発活動を行いました。 ●講師派遣や学校版環境ISO認定等、小中学校における環境教育を支援しました。 ●環境教育等推進協議会において、第2次環境教育等推進行動計画の取組状況の報告・検証を行いました。 ●地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、市民による自発的な地球温暖化対策の普及啓発を推進しました。 ●市役所自らが排出する温室効果ガスの削減のため、市役所エコプラン及び環境マネジメントシステムに基づいた環境行動を実施しました。 ●自然環境保全のため、自然観察会等、市民への啓発活動、開発行為における自然環境保全対策への指導・助言を行いました。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の温室効果ガス排出量の部門別割合では、家庭部門、運輸部門の割合が高い傾向にあることから、国や市の削減目標を達成するためには、引き続き家庭での省エネ意識の高揚と具体的な取り組みの誘導、公共交通機関の利用促進、エコドライブの推奨を図っていく必要があります。 ●本市の良好な自然環境も、開発行為等の影響によって減少や環境悪化のおそれがあることから、市民が誇り、親しみ、大切にしている意識の啓発を図るとともに、自然環境の正確な現状把握とそれに基づいた保全対策を推進していく必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	<ul style="list-style-type: none"> ●環境教育・環境学習の推進 温暖化防止、省エネ、ごみ減量、希少野生生物保護などの各種環境問題に対して、市民や事業者が理解を深め、具体的な環境行動を実践する「環境市民」を育成するため、「させぼエコプラザ」を拠点として、幼児期からのライフステージに応じた段階的な環境教育や環境学習を推進します。 ●地球温暖化対策の推進 温室効果ガスの削減目標を達成するため、地球温暖化防止活動推進センターや近隣市町と連携して啓発活動を推進し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。また、市の事務事業から排出される温室効果ガスを率先して削減するため、環境マネジメントシステムによる効果的な温暖化対策を実践します。 ●自然環境の保全 良好な自然環境を維持保全するため、市民団体や九十九島ビジターセンターなどと連携し、希少野生動植物の生息状況等の把握や保護対策を推進するとともに、自然観察会等のイベントを通して、自然とのふれ合いの場の創出や自然環境保全意識の向上を図ります。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	環境基本計画推進事業	指標	環境政策審議会開催回数	4	回	1	維持	
		5,134	4,962	4				
02	☆ 環境教育・環境学習推進事業	指標	環境教室等の参加者数	27,600	人	2	拡充	○
		36,007	35,743	25,078				
03	☆ 地球温暖化対策事業	指標	市民、事業者、職員の地球温暖化防止啓発活動等への参加人数	2,000	人	1	拡充	○
		27,163	24,284	2,352				
04	☆ 自然環境保全の推進事業	指標	ホテル生息把握箇所数	110	箇所	1	維持	
		9,049	8,744	112				
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計		77,353	73,733					

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●市域から排出される温室効果ガスを削減するためには、市民一人ひとりのエコライフの実践が大切な取り組みであることから、この実践度を目標値として設定しています。達成度は98.94%と概ね達成できていますが、より多くの市民にエコライフを実践してもらえるよう、創意工夫を重ねながら啓発活動を継続していく必要があります。</p> <p>※ 令和元年度実績値72.2%÷令和元年度目標値73%=98.9%</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●市の環境保全に関する施策の基本となる環境基本計画の進捗管理をはじめ、環境市民の育成、温室効果ガスの排出抑制、自然環境保全などの取り組みを進めており、事務事業の構成は妥当です。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取り組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●他団体とのイベント共催や業務委託等によりコストを抑えています。引き続き、共催や連携を進め、より効果的かつ効率的な啓発に努めます。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【環境教育・環境学習推進事業】</p> <p>●本市の豊かな自然環境を守り、ともに暮らしていくためには、環境保全の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的・積極的に環境に配慮した行動をする市民「環境市民」を育てる環境教育を推進する必要があるためです。</p> <p>【地球温暖化対策事業】</p> <p>●地球温暖化は地球規模で直面している喫緊の課題であり、国の地球温暖化対策計画には、温室効果ガス排出量を2030年度に26%削減(2013年度比)するという高い目標が掲げられています。本市においても、2018年度を始期とする環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含む)及び佐世保市役所エコプランに基づき、市域及び市の事務事業に伴う温室効果ガス排出削減の取り組みを推進する必要があるためです。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施改善策	市民のエコライフ実践に繋がるよう、具体的な環境配慮の取組方法について紹介する動画を作成します。事業者、地縁団体、小中学校等での環境教育に活用してもらうよう働きかけを行います。
次年度実施改善策	環境啓発内容をより充実させるため、様々な環境関係団体との連携強化を図ります。そして、より効果的な啓発手法について検討を行い試行的に実践します。
中期的(概ね3~5年)に実施可能な改善策	前年度の状況を踏まえ今後の進め方を検討します。基本的には、事業者、NPO等、地縁団体等の多様な主体との協働による環境啓発手法等について検討を行い、可能なものから実践します。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
市民、事業者のエコライフ実践の向上に繋がります。	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

作成日 令和2年6月15日

担当部局	環境部
責任者(部局長名)	木村陽三

施策コード	5-1-2
-------	-------

施策名		環境負荷の低減		施策の方向性	環境負荷への対策
総の位置づけ	基本目標	5	人と自然が共生するまち		-
	政策	5-1	環境に配慮したまちづくり		-
	総合計画後期基本計画	-	ページ		-

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
水質環境基準(COD、BOD)・大気環境基準(二酸化窒素、二酸化硫黄)の達成率	%	95.8	100	100	100

(振り返り)実施した内容	●大気環境や水環境など市内の環境状況を把握するとともに、環境負荷の発生源等に対して監視指導・啓発を実施する等、生活環境の保全や快適性の確保を図りました。
現状と課題	●市内の大気汚染や水質汚濁の状況を把握するため、法令等に基づき、定期的な調査や事業所の立入調査等を実施しています。 ●生活に密着している環境問題に対する市民の関心は高く、大気汚染や水質汚濁などに関する苦情等が寄せられています。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●市内の大気や公共水域等の常時監視、事業者への監視指導を進めるとともに、市民負担軽減策の実施による下水道未整備地域への浄化槽の設置促進や監視指導による維持管理の適正化を図り、大気汚染、水質汚濁、騒音等の環境負荷の低減に努めます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 水質汚濁防止対策事業	指標	水質環境基準(COD、BOD)達成率	100	% 1	維持		
		39,949	39,236	100				
02	☆ 大気汚染防止対策事業	指標	大気環境基準(二酸化窒素、二酸化硫黄)達成率	100	% 1	維持		
		67,183	64,613	100				
03		指標						
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計				107,132				103,849

- 1...計画どおり事業を進めることが適当
- 2...事業の進め方等に改善が必要
- 3...事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4...休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●環境基準は維持されることが望ましい基準として環境基本法に設定されているものであることから、成果指標として設定しています。 ※水質環境基準(COD,BOD)、大気環境基準(二酸化窒素、二酸化硫黄)すべて100%を達成しました。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●水質汚濁防止法、大気汚染防止法などの法令に基づき、監視・指導を行っており、環境負荷の低減に寄与しています。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●主に法定受託事務であるため、市の関与は妥当です。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
-	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	-
次年度実施する改善策	-
中期的(概ね3~5年)に実施可能な改善策	-
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
-	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度政策評価シート

作成日

令和2年6月15日

政策コード	5-2	担当部局	環境部	責任者 (部長名)	木村 陽三
-------	-----	------	-----	--------------	-------

1. 政策体系

基本目標	5. 人と自然が共生するまち
政策	5-2. 循環型のまちづくり

2. めざす姿

自然に恵まれた美しい郷土を次世代へ引き継ぐため、誰もが積極的に「4R」に取り組む循環型社会が構築されています。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	最終目標値	実績値の推移			
		H22	R1	H25	H27	H29	R1
1	「一般廃棄物処理基本計画」の目標達成率【%】	50	100.0	80	100	100	100
2	-	-	-	-	-	-	-

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
本市では、昭和62年10月から資源集団回収制度を開始し、ごみの減量・資源化を図っているところですが、民間ルートでのリサイクルシステムが一定構築されたことから、資源集団回収助成金の段階的引き下げ・廃止に取り組むこととしました。	廃棄物処理法に基づき、平成24年度から10年間の計画期間で策定した本市のごみ処理基本計画について、中間年度である平成29年度に見直しを行いました。引き続き、自然に恵まれた美しい郷土を次世代へ引き継ぐため、誰もが積極的に再利用(リユース)や再生利用(リサイクル)等の「4R」などに取り組むこととしました。	平成27年度から令和6年度を計画期間とする生活排水処理基本計画について、中間年度である令和元年度に、社会情勢や目標値の達成状況などを踏まえ見直しを行い、ごみ処理基本計画とあわせて一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型のまちづくりに資するべく諸施策を展開しました。また、築40年を超える西部クリーンセンターの建て替えを行い、令和2年度から供用開始しています。

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
ごみ排出量は減少しています。家庭系ごみは、有料化制度と分別による資源化が浸透してきた結果、減量化が実現していますが、これを継続していくためには、さらなる啓発等による市民の理解と協力が必要です。事業系ごみは、事業所訪問による指導啓発や処理施設での展開検査により減量化の効果が現れています。さらに事業系ごみ対策を充実・強化していく必要があります。	家庭系ごみ、事業系ごみとも排出量は概ね横ばい(微減)傾向で推移していますが、リサイクル率は低下傾向が続いています。今後も引き続きごみの減量化と資源化ををより効果的に進めるためには、市民・事業者への情報提供や啓発を行い、理解と協力を求めることが必要です。さらに、事業系ごみの減量化については、これまでの取組に加え、さらに効果的な手法を検討する必要があります。	ごみの量は家庭系・事業系ともに、全般的に減少傾向にあるものの、減少率は鈍化しています。また、ほとんどのごみは、適正に分別排出、リサイクルされていますが、依然として不適正排出及び不適正処理が散見されます。

6. 今後の取組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
1. 計画通り 事業系ごみの減量化・資源化対策として、排出事業者等への指導・啓発を行っていきます。老朽化した西部クリーンセンターの建て替え及びごみ・し尿処理施設の計画的な整備・改修等による延命化により、効率的で安定したごみ・し尿処理を継続します。また、公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道処理区域外における浄化槽の設置促進を図るとともに、管理者への適正処理の啓発、行政の監視・指導を引き続き行っていきます。	1. 計画通り 家庭系ごみの資源化促進のため、資源物の分別区分を見直し、新たに小型家電(使用済電子機器等)を資源物として取扱うこととします。また、事業系ごみの減量化のため、事業者への効果的な指導方法を検討します。さらに、より効率的な資源化を図るため、灰溶融施設を廃止し、焼却灰はセメント原料化処理委託とします。なお、宇久地区のごみについては、西部クリーンセンター建替えを契機に、本土へ航送し、処理を行うこととします。	1. 計画通り ごみの減量のため、市民や事業者に対して、4R(リデュース、リデュース、リユース、リサイクル)の周知・徹底を図るとともに、適正排出及び適正処理に関する周知・指導を行います。また、ごみ処理を安定的に行うため、運転計画により施設運営を引き続き行い、適正かつ効率的な運転に努めます。広域連携に関しては、中心市のごみ処理施設及びし尿処理施設における処理能力と各市町におけるごみや、し尿の発生量の動向に基づき、中長期的な広域処理の可能性について検討していきます。

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
5-2-1	ごみの適正排出・減量化	803,046	711,982	682,704
5-2-2	ごみの適正処理	3,251,547	4,212,028	11,943,999
5-2-3	生活排水の処理	2,350,810	2,316,380	2,198,446
事業費合計		6,405,403	7,240,390	14,825,149

令和 元 年度実施事業 **令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト**
(主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局		環境部	作成日	令和2年6月15日
施策コード	5-2-1	責任者(部局長名)	木村陽三	
施策名		ごみの適正排出・減量化		
総合位置計画	基本目標	5	人と自然が共生するまち	
	政策	5-2	循環型のまちづくり	
	総合計画後期基本計画	-	ページ	
施策の方向性		ごみ減量リサイクルの推進 ごみの適正処理の推進 ごみの適正排出に関する啓発指導		

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
ごみの1人1日平均排出量	g	1,031	988	990	99.8
ごみの適正排出率	%	98.37	100	99.2	99.2

(振り返り)実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ●一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画)の中間目標年度にあたり、見直しを行いました。 ●一般廃棄物処理実施計画に基づき、主に以下の施策を展開しました。 ア. 広報・啓発活動によるごみ・資源物の分別排出の徹底(啓発冊子・広報媒体を利用したごみの適正排出や分別についての啓発・クリーン推進委員との協働による地域に密着した啓発活動や研修会を実施しました。資源集団回収報奨金・助成金を交付し、資源化の推進に寄与しました。) イ. 事業系ごみの減量対策(指導員による多量排出事業者・収集運搬許可業者への個別訪問指導、ごみ減量計画書及び実績報告書の提出義務付けを実施しました。) ウ. 不適正処理及び不法投棄対策(不適正事業支障除去事業について、下宇戸町事業に係る事業場内に採水設備を設け、水質調査を実施しました。監視カメラによる監視や監視パトロールを実施しました。) エ. 宇久地区の一般廃棄物の統合(令和2年度からのごみ分別及びごみ処理手数料等の制度統一に向け、地元説明会を開催しました。また、引き続き本土での統合処理に向けた検討を進めました。) オ. 本市災害廃棄物処理計画を策定しました。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●循環型社会の形成には、ごみ減量4R(ごみになるものを断る(リフューズ)、減量(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル))の推進が大変重要です。 ●家庭系ごみの排出量は近年微減している状態です。事業系ごみは事業所への指導やクリーンセンターでの展開検査などで適正排出と資源化が徐々に図られています。この状態を維持するためには、今後も取組みを継続していく必要があります。 ●不法投棄件数、ごみステーションへの不適正排出は減少傾向にあり、不適正事業については、生活環境保全のための取組みを継続していく必要があります。 ●宇久地区の一般廃棄物の統合により、ごみの減量化・資源化の促進、市民負担の公平性の確保、将来にわたって安定的かつ効率的なごみ処理の確保を図る必要があります。また、円滑な制度移行を行うため、宇久町住民の制度理解と協力を得るため、意識の醸成が必要です。 ●災害への備えとして、災害廃棄物処理計画を策定しました。今後は実効性を高めるべく、発災時の対応、とりわけ廃棄物の仮置場候補地選定、また、市関係例規の整備等を進める必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ減量リサイクルの推進 市域のごみ処理について基本的な事項を定めた「ごみ処理基本計画」に基づき、循環型のまちづくりの推進を図ります。特に家庭系ごみの2段階有料化制度については、市民の意見を踏まえて、より理解を得られる制度にするための検証を行います。 ●ごみの適正処理の推進 ごみの不法投棄をはじめとする不適正処理を未然に防止するため、説明会の開催やインターネット等を使った、積極的な情報提供を行います。 さらに、事業者に対しては、収集運搬許可業者を含め、産業廃棄物と一般廃棄物の区分や適正な処理方法について、周知徹底と指導を行います。 ●ごみの適正排出に関する啓発指導 家庭から排出された不適正ごみについては、排出エリアごとに重点的な指導啓発を行います。また、事業系ごみの減量化推進のため、展開検査や事業者への訪問指導を強化していきます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		目標値(上段)	実績値(下段)				
		事業費(人件費含む)(千円)					
		令和元年度予算額	令和元年度決算額				
01	☆ 減量リサイクル推進事業	指標: 資源化率	11.9	%	1	維持	○
		187,343	158,347				
02	☆ 適正排出啓発事業	指標: ごみステーションへの適正排出率	100	%	1	維持	-
		286,358	279,264				
03	廃棄物処理監視指導事業	指標: 事業所などへの立入件数	40	件	1	維持	-
		159,540	156,256				
04	環境行政一般管理事業	指標: 「佐世保市役所エコプラン」エネルギー使用量削減目標達成率	100	%	1	維持	-
		68,422	65,950				
05	一般廃棄物処理計画推進事業	指標: し尿収集運搬料金基準額検討委員会開催回数	2	回	1	維持	○
		16,330	15,804				
06	☆ 建設リサイクル法対策事業	指標: 建設リサイクル法現場適正率	100	%	1	維持	-
		7,083	7,083				
事業費の合計		725,076	682,704				

1・・・計画どおり事業を進めることが適当
 2・・・事業の進め方等に改善が必要
 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●「ごみの1人1日平均排出量」は直接的にごみ減量化を示す指標として有効であるため、成果指標として設定しています。 ※$\{R01年度目標値988g未満 - (R01年度実績990g - R01年度目標値988g未満)\} \div R01年度目標値988g未満 \times 100 = 99.8\%$ 単年度ベースでは目標値にやや届いていない状況ですが、本計画はその性格上、中長期的スパンでの有効性を確認する必要があり、当該年度を含む過去3年間の平均では目標値以下にとどまる(986g)ことから、目標を達成している状況であると分析できます。</p> <p>●「ごみの適正排出率」は全ごみステーションにおいて、ごみや資源物が適正に排出されることを目標としているものです。 ※$R01年度実績値99.2\% \div R01年度目標値100\% = 99.2\%$ 概ね目標を達成しました。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●市の廃棄物処理に関する基本的事項を定めた一般廃棄物処理基本計画の進捗管理をはじめ、ごみの適正排出・減量化に資する取り組みを進めています。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●ごみの適正排出・減量化には市民の協力が不可欠であるため、今後も引き続き、啓発に努めます。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【一般廃棄物処理基本計画推進事業】(災害廃棄物処理) 本市において大規模災害等が発生した際排出される災害廃棄物の処理対応について、昨今の社会的情勢における須要性に鑑み、令和元年度に「佐世保市災害廃棄物処理計画」を策定しており、今後、その実効性を高めていく必要があります。 なお、災害廃棄物の処理に当たっては、民間活力・技能の活用的重要性とともに、行政内部においても廃棄物処理の知識・技能を高め継承していく体制づくりが求められていることから、平時の一般廃棄物処理の枠組みにおいても、非常時を見据えた体制の在り方について検討する必要があります。</p> <p>【減量リサイクル推進事業】(家庭系ごみ適正排出等推進事業/2段階有料化制度) 本市の2段階有料化制度については、令和3年度(令和4年3月31日)まで継続します。 令和4年度以降については、現行制度の問題点を洗い出し、市民及び関係機関に受け入れられる制度設計に努めます。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度の改善策	<p>【一般廃棄物処理計画推進事業】(災害廃棄物処理) 災害廃棄物の仮置場候補地を選定します。あわせて、市関係例規の整備を行います。</p> <p>【減量リサイクル推進事業】(家庭系ごみ適正排出等推進事業/2段階有料化制度) 2段階有料化制度の運用延長の方針を決定します。また、新たな制度づくりとその調査分析を行います。併せて、一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)の改正準備を行います。</p>
次年度に改善策	<p>【一般廃棄物処理計画推進事業】(災害廃棄物処理) 社会情勢の変容を注視しつつ、係る計画における具体的諸対応方針を適宜確認し、必要に応じ見直しを行います。</p> <p>【減量リサイクル推進事業】(家庭系ごみ適正排出等推進事業/2段階有料化制度) 新たな制度づくりとその調査分析を行います。併せて、一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)の改正準備を行います。</p>
中期的(概ね3~5年)に実施可能な改善策	<p>【一般廃棄物処理計画推進事業】(災害廃棄物処理) 有事への対応について実効性を高めるべく、引き続き計画に基づく諸施策の磨き上げを行います。</p> <p>【減量リサイクル推進事業】(家庭系ごみ適正排出等推進事業/2段階有料化制度) 新たな制度づくりとその調査分析を行います。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>【一般廃棄物処理計画推進事業】(災害廃棄物処理) 発災時の災害廃棄物処理について、市民生活への影響を最小限にとどめるとともに、迅速な復興に資することができます。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局		環境部		作成日	令和2年6月15日
施策コード	5-2-2	責任者(部局長名)		木村陽三	
施策名			ごみの適正処理		
総合位置計画	基本目標	5	人と自然が共生するまち		
	政策	5-2	循環型のまちづくり		
	総合計画後期基本計画	-	ページ		
	施策の方向性				
					効率的で安定した一般廃棄物の収集・運搬
					効率的で安定した一般廃棄物処理
					-
					-
					-

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
年間ごみ収集日実積率	%	100	100	100	100
ごみ処理施設の環境基準適合率	%	100	100	99.7	99.7

(振り返り)実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ●一般廃棄物処理計画(ごみ処理基本計画)に基づき、市内で発生するごみを適正に処理しました。 ●循環型社会の形成及び施設延命を視野に入れた総合的な取り組みを行います。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●本市のごみ収集運搬はステーション方式により、燃やせるごみなどの委託(一部直営)収集を行っています。 ●各種リサイクル法への対応が必要です。 ●独居高齢者等のごみ出し困難者の支援については、地域生活を支える施策全体の中で、どのような支援のあり方が最も有効か、という視点に立った研究を進める必要があります。 ●ごみ処理施設は関係法令に基づき適正・安全かつ効率的に処理しています。 ●ごみ処理施設の整備・運営を円滑に進めていくためには、関係住民との意見交換を十分に行うとともに、住民からの要望について対応していく必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	<ul style="list-style-type: none"> ●効率的で安定した一般廃棄物の収集・運搬 家庭から排出される「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「資源物」については、ステーション方式による収集を行い、粗大ごみについては、戸別有料方式により収集を行うことで、効率的で安定したごみの収集・運搬に努めます。また、事業系ごみ及びし尿等については、許可制度を通じて、安定的かつ確実な収集・運搬に努めます。 ●効率的で安定した一般廃棄物処理 継続的に安定した一般廃棄物の処理を行うため、各処理施設の運営においては、適正・安全かつ効率的な運転に努めます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ ごみ収集運搬事業	指標	年間ごみ収集日実積率	100	% 1	維持	○	
		787,271	784,209	100				
02	☆ 西部クリーンセンター運営事業	指標	ごみ処理施設(西部クリーンセンター)の環境基準適合率	100	% 1	維持		
		1,002,301	910,309	100				
03	☆ 東部クリーンセンター運営事業	指標	ごみ処理施設(東部クリーンセンター)の環境基準適合率	100	% 1	維持		
		720,790	702,253	100				
04	☆ 宇久清掃センター運営事業	指標	ごみ処理施設(宇久清掃センター)の環境基準適合率	100	% 1	維持		
		76,098	64,890	98.5				
05	漂着ごみ対策事業	指標	漂着ごみ撤去箇所率	100	% 1	維持		
		8,125	7,133	78.6				
06	☆ 一般廃棄物処理施設総合整備事業(ごみ)	指標	一般廃棄物処理施設総合整備計画の事業進捗率	89.1	% 1	維持		
		9,482,771	9,433,441	89.1				
07	宇久清掃ストックヤード運営事業	指標	ごみ処理施設の環境基準適合率	-	% 1	維持		
		66,308	41,764	-				
08		指標						
09		指標						
事業費の合計			12,143,664	11,943,999				

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●「年間ごみ収集日実積率」は効率的で安定したごみ収集運搬を行うため、ごみ収集カレンダー・分別表に記載した収集予定日に対し、実際に収集を行ったかを成果指標として設定するものです。 ※元年度実績値100%÷元年度目標値100%=100% 目標を達成しました。</p> <p>●「ごみ処理施設の環境基準適合率」は施設に搬入されるごみの全てを環境に関する基準値以下で適正に処理できたかを成果指標として設定しているものです。 ※環境基準適合率は99.7%でした。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●ごみの収集運搬・ごみ処理施設の運営により、適正なごみ処理の実施を図っています。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●民間活力を導入しながら、市の責任において、ごみの適正処理を行っています。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【ごみ収集運搬事業】(精霊流し) 精霊流しの中央会場については、令和2年度まで名切スポーツ広場にて開設しますが、同地区の再整備により令和3年度は使用できないことから、早急に代替会場を選定しなければなりません。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度の改善策	<p>【ごみ収集運搬事業】(精霊流し) 令和3年度に開設する会場を選定し、当日の動線等具体的開催手法について検討し、関係各所との調整及び必要な予算措置を講じます。また、令和4年度の会場選定に着手します。</p>
次年度に改善策	<p>【ごみ収集運搬事業】(精霊流し) 代替会場での運営方法について詳細に詰め、当日の円滑な運営を実現します。 また、令和4年度の会場について具体の検討・調整を進め、必要な予算措置を講じます。</p>
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<p>【ごみ収集運搬事業】(精霊流し) 令和4年度以降、将来に亘り恒常的に開催することができる会場選定について検討します。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>【ごみ収集運搬事業】(精霊流し) 精霊流し行事の安定的な運用により、当該行事の廃棄物を適正に処理することができます。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局		環境部		作成日	令和2年6月15日
施策コード	5-2-3	責任者(部局長名)		木村 陽三	
施策名			生活排水の処理		
総の位置づけ 計画 後期基本計画	基本目標	5	人と自然が共生するまち		
	政策	5-2	循環型のまちづくり		
	総合計画	-	ページ		
	後期基本計画	-	ページ		
施策の方向性			公共下水道の整備(市街化区域等) し尿等の適正な処理 浄化槽の普及促進 下水道処理水の再利用の促進 -		

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
生活排水処理率	%	67.4	71.3	73.0	102.4

(振り返り)実施した内容	●一般廃棄物処理計画(生活排水処理基本計画)に基づき、市内で発生するし尿及び生活雑排水等を適正に処理しました。
現状と課題	●汚水処理施設は、市内の生活排水等を適正に処理するうえで欠かすことのできないものであるため、公共下水道の整備促進を図るとともに、公共下水道処理区域外においては浄化槽の普及促進が必要です。 ●浄化槽の維持管理が適正でない管理者がいるため、浄化槽が適切に使用されるよう監視・指導を行うとともに、啓発も必要となります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●環境負荷の低減 市内の大気や公共用水域等の常時監視、事業者への監視指導を進めるとともに、市民負担軽減策の実施による下水道未整備地域への浄化槽の設置促進や監視指導による維持管理の適正化を図り、大気汚染、水質汚濁、騒音等の環境負荷の低減に努めます。 ●効率的で安定した一般廃棄物の収集・運搬 家庭から排出される「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源物」については、ステーション方式による収集を行い、粗大ごみについては、戸別有料方式により収集を行うことで、効率的で安定したごみの収集・運搬に努めます。 また、事業系ごみ及びし尿等については、許可制度を通じて、安定的かつ確実な収集・運搬に努めます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 浄化槽普及促進事業	指標	国庫補助事業による合併処理浄化槽の処理人口増加数	1,635	人	2	維持	○
		210,016	160,896	1,046				
02	☆ クリーンピュアとどろき等運営事業	指標	生活排水処理施設(クリーンピュアとどろき等)の環境基準適合率	100	%	1	維持	
		385,746	360,507	100				
03	☆ 宇久衛生センター運営事業	指標	し尿処理施設(宇久衛生センター)の環境基準適合率	100	%	1	維持	
		62,220	57,976	100				
04	下水道事業会計繰出金	指標	-	-	%	1	維持	
		1,621,362	1,610,052	-				
05	し尿収集運搬費補助金	指標	離島でのし尿収集運搬実施率	100	%	1	維持	
		8,521	8,428	100				
06	災害し尿収集補助金	指標	被災者の災害し尿収集運搬実施率	100	%	1	維持	
		593	587	100				
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計								
		2,288,458	2,198,446					

1・・・計画どおり事業を進めることが適当
 2・・・事業の進め方等に改善が必要
 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●「生活排水処理率」は生活排水処理の普及状況を測る指標として、全人口中、下水道や浄化槽等により生活排水処理を行っている人口の割合を表したものです。 ※元年度実績値÷元年度目標値＝102.4% 目標を達成しました。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●し尿処理施設の運営、離島や災害時の収集運搬・浄化槽設置に対する補助により、安定的かつ確実なし尿処理の実施を図っています。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●民間活力を導入しながら、市の責任において、し尿や生活雑排水等の適正処理を行っています。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【浄化槽普及促進事業】(汚水処理の在り方検討) 生活排水処理の普及率を向上させるために、下水道計画区域外における浄化槽の普及を図っています。生活排水処理率向上を促進させるためには、下水道とそれ以外の生活排水処理設備の一体的な整備普及が求められており、そのため、下水道の整備計画を核とした今後の汚水処理の在り方検討を進める必要があります。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	<p>【浄化槽普及促進事業】(汚水処理の在り方検討) 下水道を含む、市域全体の今後の汚水処理の在り方について関係部局と連携して検討を行います。</p>
次年度に実施する改善策	<p>【浄化槽普及促進事業】(汚水処理の在り方検討) 引き続き、市域全体の今後の汚水処理の在り方について関係部局と連携して検討を行います。</p>
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<p>【浄化槽普及促進事業】(汚水処理の在り方検討) 公共下水道中長期計画を核とした今後の汚水処理の在り方の方向性を定め、それに沿った体制づくりを進めます。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>【浄化槽普及促進事業】(汚水処理の在り方検討) 生活排水処理率の向上が実現されます。</p>	

政策コード	6-1	担当部局	防災危機管理局	責任者 (部局長名)	中尾 和章
-------	-----	------	---------	---------------	-------

1. 政策体系

基本目標	6.安全な生活を守るまち
政策	6-1.災害に強いまちづくり

2. めざす姿

災害や緊急事態から市民の生命及び財産を守り、また防災機関と連携して、被害を最小限に抑える環境・体制が整っています。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	最終目標値	実績値の推移			
		H22	R1	H25	H27	H29	R1
1	防災対策に対する市民満足度(%)	24.1	30.0	25.2	23.2	27.3	-
2	自主防災組織率	30.5	77.0	43.6	64.3	68.7	76.3

※R1年度は市民意識アンケート調査なし

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
<ul style="list-style-type: none"> ●防災啓発のための防災研修会等を開催しました。 ●防災関係機関及び市民参加の市防災訓練を実施しました。 ●防災行政無線の難聴対策として、スピーカーの増設等を実施しました。 ●災害を未然に防止するため、急傾斜地等の危険個所の整備を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災啓発のための防災研修会、市民参加型の防災訓練を開催しました。 ●防災行政無線の難聴対策として、子局の増設等を実施しました。 ●備蓄体制を見直すとともに、計画どおり備蓄品の購入・保管を実施しました。 ●「佐世保市空家等対策計画」を公表し、計画に即した条例改正を行いました。 ●相浦川における洪水ハザードマップを作成しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災啓発のための防災研修会、市民参加型の防災訓練等を実施しました。 ●各種災害に備え、防災関係機関の連携を強化するため、「市総合防災訓練」「原子力艦原子力防災訓練」「国民保護訓練」「県原子力防災訓練」を実施しました。 ●防災行政無線の難聴対策として屋外子局の移設等を行いました。 ●災害を未然に防止するために、急傾斜地、河川、水路、特殊地下壕などの整備を計画的に実施しました。 ●急傾斜地崩壊対策事業について、受益者分担金徴収条例を制定しました。 ●空家等の推進に関する特別措置法並びに条例の適切な運用を行い指導等に努めました。また、補助金の相談受付期間内で現地確認の前倒しを行い、補助事業の推進を図りました。

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の結成率が全国平均を下回っており、引き続き結成促進と育成指導が必要です。 ●災害時の情報を確実に市民に伝えるため、多様な伝達手段を構築する必要があります。 ●全国各地で頻発する土砂災害や地震災害に備え、危険個所の整備や建築物の耐震化を早期に実施する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の結成を促進し、地域が主体となった防災体制を強化していく必要があります。 ●災害時の確実な情報伝達のため、伝達手段の多様化を図る必要があります。 ●災害を未然に防ぐため、まちの基盤づくりや危険個所の計画的な整備を図っていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の結成を促進し、地域が主体となった防災体制を強化していく必要があります。 ●大規模災害に対応するため、行政の災害対応力をさらに強化する必要があります。 ●災害時の迅速的確な情報伝達のため、伝達手段の多様化を図る必要があります。 ●近年の集中豪雨による浸水や土砂災害などの発生に伴い、安全安心に対する市民意識の高まりから、特に急傾斜地については整備要望件数が増加しており早期に対応する必要があります。このような状況の中、特に市で実施している急傾斜地崩壊対策事業において、継続的な事業費の確保が必要となります。 ●「防災・減災、国土強靱化」を推進する観点から、河川整備のさらなる進捗が求められています。 ●長寿命化計画に基づく急傾斜施設及び河川施設の適正な維持管理を推進する必要があります。

6. 今後の取組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
<p>1. 計画どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災に関する市民の意識を向上させるため防災訓練・研修会等を実施するとともに、自主防災組織の結成促進を行います。 ●防災行政無線の維持管理及び他の災害情報伝達手段の増強を図ります。 ●災害危険個所対策の早期着手、計画的な整備を進めます。 	<p>1. 計画どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災に関する市民の意識を向上させるため防災訓練・研修会等を実施するとともに、自主防災組織の結成促進、育成指導を行います。 ●緊急時の災害情報等を迅速的確に市民に伝達する体制を維持します。 ●まちの基盤づくりや危険個所の計画的な整備を図ります。 	<p>1. 計画どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和5年度末を目標に市内全ての地区自治協議会が当該地区の地区防災計画を策定できるよう支援を行います。 ●災害が発生する恐れのある場合又は災害発生時には、市民に対して、避難情報等の緊急情報を迅速かつ的確に情報伝達できるよう、戸別受信機を導入するなど防災行政無線の機能を強化するとともに、テレビのデータ放送、災害情報配信メール等の情報入手手段の周知を図り、市民の早期の避難や被害の軽減を図ります。 ●急傾斜地や河川などにおける災害危険箇所については、箇所の現状や周辺の土地利用の状況などを考慮し、施設整備による防災・減災対策に取り組みます。 ●急傾斜地については、地元要望のうち採択基準を満たし関係者の合意形成が整った場合に、急傾斜地の崩壊を防止するためコンクリート構造物などによる保護を行い、実施の際は、被災履歴や被害想定人家戸数、斜面の高さなど危険箇所の危険度に応じた計画的かつ効果的な対策を実施します。また、河川については、地元要望や現地調査に基づき、緊急性の高い箇所から計画的な対策を実施します。 ●急傾斜地や河川について、気象災害に対する災害危険箇所や災害予報等の伝達方法、避難場所等を示すハザードマップを整備し、危険箇所の把握と可視化を図り、市民に情報提供を行うことで避難誘導體制の充実を図ります。 ●既存施設の急傾斜施設や河川施設について、その機能が適正に発揮されるよう、適切な点検・修繕といった既存施設の老朽化対策により、防災・減災に取り組みます。

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
6-1-1	災害や緊急事態に対応できる体制の充実	252,540	273,825	301,912
6-1-2	災害危険個所の環境整備	830,675	909,271	868,743
	事業費合計	1,083,215	1,183,096	1,170,655

令和 元 年度実施事業 **令和 2 年度 施策評価シート** (主要な施策の成果報告書)

担当部局		防災危機管理局		作成日 令和2年6月19日	
責任者(部長名)		中尾 和章			
施策コード	6-1-1				
施策名			災害や緊急事態に対応できる体制の充実		
総的位置づけ	基本目標	6	安全な生活を守るまち		
	政策	6-1	災害に強いまちづくり		
	総合計画後期基本計画	-	ページ		
施策の方向性			総合的な防災・危機管理体制の確立 地域における防災体制の強化 地域への防災情報の発信		

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
自主防災組織率	%	30.5	77	76.3	99.09

(振り返り) 実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ●防災啓発のための防災研修会、市民参加型の防災訓練を開催しました。 ●各種災害に備え、防災関係機関の連携を強化するため、「市総合防災訓練」「原子力艦原子力防災訓練」「国民保護訓練」「県原子力防災訓練」を実施しました。 ●防災会議を開催し、地域防災計画の修正を行いました。 ●防災行政無線の難聴対策として屋外子局の移設等を実施しました。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の結成を促進し、地域が主体となった防災体制を強化していく必要があります。 ●大規模災害に対応するため、行政の災害対応力をさらに強化する必要があります。 ●災害時の迅速な情報伝達のため、伝達手段の多様化を図る必要があります。 ●災害を未然に防ぐため、又は被害を最小限に抑えるため、まちの基盤づくりや危険個所の計画的な整備を図っていく必要があります。
今後の取組み (第7次総記記載内容)	<p>(●総合的な防災・危機管理体制の確立)本市の災害について、その予防、応急対策及び復旧などを定めた「地域防災計画」。武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合に備え、迅速、的確な保護措置を定めた「国民保護計画」や、いかなる災害が発生した場合でも致命的なダメージを回避するための取組の方向性を示した「国土強靱化地域計画」を時勢の変化等に応じて適正に見直ししていきます。また、これらの計画により、総合防災訓練等のじっしを通じた国、県、その他の防災関係機関等との総合的な防災・危機管理体制の確立、地域の強靱化に資する事業推進を図ります。</p> <p>(●地域における防災体制の強化)令和5年度末を目標に市内全ての地区自治協議会が当該地区の地区防災計画を策定できるよう支援を行います。また、地域型防災訓練の支援や防災研修会等の実施により、地域住民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の育成強化及び防災リーダーの育成に努めます。</p> <p>(●市民への防災情報の発信)災害が発生する恐れのある場合又は災害発生時には、市民に対して、避難情報等の緊急情報を迅速かつ的確に情報伝達できるよう、戸別受信機を導入するなど防災行政無線の機能を強化するとともに、テレビのデータ放送、災害情報配信メール等の情報入手手段の周知を図り、市民の早期の避難や被害の軽減を図ります。</p> <p>(●大規模災害発生時の対応)「地域防災計画」又は「国民保護計画」により、「佐世保市災害対策本部」又は「佐世保市国民保護対策本部」を迅速に設置し、被害情報等の収集、人命の救助、市民への避難の指示や勧告等の伝達、国、県その他の防災関係機関や各種協定締結団体等への支援の要請等を行うなど、市民の生命及び身体の保護を最優先とした必要な対応を行います。</p>

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	★☆☆ 防災コミュニティ推進事業	指標	防災研修会参加者	1,000	人	1	維持	○
		19,247	18,123	1,143				
02	★☆☆ 災害対応計画推進事業	指標	佐世保市総合防災訓練参加者	1,300	人	1	維持	
		65,835	64,103	1,141				
03	★☆☆ 災害情報等伝達事業	指標	防災行政無線の年間稼働率	100	%	1	維持	○
		628,721	78,509	100				
04	★☆☆ 建築物災害防止事業	指標	補助金交付件数	30	件	1	維持	○
		72,839	67,269	32				
05	★ 災害援護事業	指標	適正援護率	100	%	1	維持	
		18,762	15,213	100				
06	★ 避難行動要支援者支援事業	指標	避難行動要支援者名簿の整備率	100	%	1	維持	
		6,936	6,831	100				
07	原子力放射能測定調査事業	指標	原子力艦の佐世保港寄港時における放射線監視達成度	100	%	1	維持	
		27,662	23,129	100				
08	水防倉庫整備事業	指標	資材備蓄達成率	100	%	1	維持	
		14,402	10,921	100				
09	洪水ハザードマップ作成事業	指標	洪水ハザードマップ作成河川数	2	川	1	維持	
		23,577	17,814	2				
10		指標						
事業費の合計		877,981	301,912					

- 1...計画どおり事業を進めることが適当
- 2...事業の進め方等に改善が必要
- 3...事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4...休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>〈当初〉 全国の組織率 約77.0% (H23.4.1現在) 県内の組織率 約42.8% (H23.4.1現在) 市内の組織率 約30.5% (H23.4.1現在)</p> <p>⇒</p> <p>〈現在〉 全国の組織率 約84.1% (R1.4.1現在) 県内の組織率 約71.7% (R2.4.1現在) 市内の組織率 約76.3% (R2.4.1現在)</p> <p>●現状として、自主防災組織の結成率が低いため、地域の防災力を高めるためにも自主防災組織の結成を促進し、育成強化を図りながら全国平均を目指します。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●防災危機管理体制の確立のため、地域防災計画に基づき、各事務事業に取り組んでいます。</p> <p>●地域における防災体制の強化を図るため、自主防災組織の結成促進、育成強化に努めるとともに、避難行動要支援者を地域で支援する体制づくりを関係部局と進めています。</p> <p>●平時から防災情報の発信を行うとともに、災害時に備え防災行政無線を維持管理し、その他情報伝達手段の構築を行っています。</p> <p>●施策の目的達成のための事務事業の構成は妥当と判断しています。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●災害による被害を軽減するためには、行政による「公助」のみではなく、住民一人ひとりの「自助」、そして地域単位の「共助」力の向上が必要です。</p> <p>●行政が即時対応できない規模の災害が発生した際に、地域住民の助け合いが大きな力を発揮することは、近年の災害からも明らかであり、災害対策基本法においても地方公共団体の住民は「防災に寄与するよう努めなければならない」と規定されています。</p> <p>●平時から市民が防災活動に積極的に参加し、災害に備える意識が醸成されることで、安全な生活を自ら守るまちづくりへと繋がっていくことが期待されます。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>●災害による被害を予防、軽減するために自主防災組織の充実には大きな意義があります。本市の自主防災組織の結成率は約76.3%で全国平均84.1% (R1.4.1現在)を下回っており、更なる結成促進の取組みを実施する必要があります。</p> <p>●災害情報をより確実に市民(市内滞在者を含む)に伝達するためには、防災行政無線を中心としながら多様な伝達手段を用いる必要があります。</p> <p>●一方で、災害から生命と身体を守るため、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対する実効性のある支援体制を早期に構築することが必要です。</p> <p>●平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、国においても空き家に関する様々な取り組みがされていることから、効果的な対策を検討する必要があります。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	<p>●消防機関と連携し、自主防災組織の結成促進に努めるとともに、防災講習会、防災リーダー養成講習の実施や、地区防災計画の策定に向けた各地区自治協議会と調整を行い、地域防災力の向上に努めます。</p> <p>●地域防災計画の適時適切な見直しを図り、当該計画に基づく各種防災訓練を継続的に実施します。また、地域の災害特性に応じた住民参加型の防災訓練を計画的に実施します。</p> <p>●防災行政無線による災害情報伝達体制の維持管理を行います。</p> <p>●災害情報メール配信サービスをはじめとする情報伝達補完手段の充実及び周知を行います。</p>
次年度実施する改善策	<p>●消防機関と連携し、自主防災組織の結成促進に努めます。また、防災講習会、防災リーダー養成講習を実施することにより地域防災力向上に努めます。</p> <p>●自助・共助力の向上を図るため、住民による地区防災計画策定及び地域避難所自主運営を支援します。</p> <p>●地域防災計画の適切な見直しや、当該計画に基づく各種訓練を継続的に実施していきます。</p> <p>●地域の特殊性に応じた住民参加型の各地区自治協議会単位の防災訓練を計画的に実施します。</p> <p>●BCP、受援計画の策定や国土強靱化地域計画の進捗管理、防災・減災事業の一体的な事業推進を行います。</p> <p>●市域の防災行政無線システム統一に向け、当該無線整備(戸別受信機配付)を実施します。</p>
中期(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<p>●様々な広報媒体(広報誌、HP、SNS等)を通じ、継続的にPRを実施し、多くの市民に防災知識を習得してもらうことで、地域防災力の向上を目指します。</p> <p>●各地区自治協議会が自主的な防災活動を実行できるよう支援を行います。</p> <p>●避難所の環境改善整備における各種資機材整備の精査及び全庁的備蓄体制の総合調整を行います。</p> <p>●市総合防災訓練や地域型防災訓練等、市民の防災意識の醸成に向けた各種事業を継続的に実施し、地域住民による「共助」、行政による「公助」力の向上を図ります。</p> <p>●全市域におけるデジタル式防災行政無線による災害情報等の伝達体制を構築します、</p> <p>●防災行政無線システムの更新(戸別受信機配付)を継続して実施します。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>●自主防災組織及び地域の防災リーダーの育成を実施することで、市民一人ひとりの防災意識と地域の防災力が向上し、災害に強いまちづくりにも寄与します。</p> <p>●各地区自治協議会が自主的な防災活動を実施することで、住民自らがその地区の特性や弱点(リスク)を知る機会が得られ、災害に備える意識の醸成が図られます。</p> <p>●市、防災関係機関及び地域住民の防災意識の向上による危機管理体制が強化され、災害に強いまちづくりに貢献できます。</p> <p>●合併町のアナログ式防災行政無線のデジタル化による全市域におけるデジタル式防災行政無線の運用体制の構築、並びに戸別受信機配付により確実な情報伝達体制の確立に貢献します。</p>	

令和 元 年度実施事業 **令和 2 年度 施策評価シート**
(主要な施策の成果報告書)

実施コード		6-1-2		担当部局	土木部	作成日	令和2年6月12日
				責任者(部局長名)	杉本 和孝		
施策名				災害危険箇所の環境整備		施策の方向性	
総合位置計画	基本目標	6	安全な生活を守るまち	土砂災害防止対策の推進			
	政策	6-1	災害に強いまちづくり	風水害等防止対策の推進			
	総合計画後期基本計画	142	ページ	地震に強い建物づくり			

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
急傾斜地崩壊対策工事の完了率	%	24.3	26.9	26.4	98.1
市有特定建築物の耐震化率	%	71	95	96.6	101.7

(振り返り)実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害を未然に防止するために、急傾斜地、河川、水路、特殊地下壕などの整備を計画的に実施しました。 ●市事業として予定していた8箇所の急傾斜地崩壊対策事業を県事業に移行しました。 ●急傾斜地崩壊対策事業について、受益者分担金徴収条例を制定しました。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●近年の集中豪雨による浸水や土砂災害などの発生に伴い、安全安心に対する市民意識の高まりから、特に急傾斜地については整備要望件数が増加しており早期に対応する必要があります。このような状況の中、特に市で実施している急傾斜地崩壊対策事業において、継続的な事業費の確保が必要となります。 ●「防災・減災、国土強靱化」を推進する観点から、河川整備のさらなる進捗が求められています。 ●長寿命化計画に基づく急傾斜施設及び河川施設の適正な維持管理を推進する必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	<ul style="list-style-type: none"> ●災害危険箇所の危険度に応じた対策の実施 急傾斜地や河川などにおける災害危険箇所については、箇所の現状や周辺の土地利用の状況などを考慮し、施設整備による防災・減災対策に取り組みます。急傾斜地については、地元要望のうち採択基準を満たし関係者の合意形成が整った場合に、急傾斜地の崩壊を防止するためコンクリート構造物などによる保護を行い、実施の際は、被災履歴や被害想定人家戸数、斜面の高さなど危険箇所の危険度に応じた計画的かつ効果的な対策を実施します。また、河川については、地元要望や現地調査に基づき、緊急性の高い箇所から計画的な対策を実施します。 ●住民に対する危険箇所情報の提供 近年、頻発化・激甚化している降雨災害の現状を踏まえ、施設の能力を上回ることも想定しソフト対策による防災・減災への取り組みの強化が求められており、特に、河川については、浸水想定区域の指定に係る対象降雨が見直されるなど、気象災害への対策の強化が急務となっています。このことを受け、急傾斜地や河川について、気象災害に対する災害危険箇所や災害予報等の伝達方法、避難場所等を示すハザードマップを整備し、危険箇所の把握と可視化を図り、市民に情報提供を行うことで避難誘導体制の充実を図ります。 ●既存施設の老朽化対策 既存施設の急傾斜施設や河川施設について、その機能が適正に発揮されるよう、適切な点検・修繕といった既存施設の老朽化対策により、防災・減災に取り組みます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 急傾斜地崩壊対策事業	指標	※急傾斜地崩壊対策工事完了率	26.7	%	1	拡充	○
	635,846	471,758	26.4					
02	☆ 特殊地下壕対策事業	指標	※特殊地下壕対策工事完了率	82.4	%	1	維持	-
	51,557	51,078	81.6					
03	☆ 住宅・建築物耐震化推進事業	指標	住宅耐震化率	66.8	%	1	維持	-
	11,282	9,178	66.9					
04	河川附帯構造物管理事業	指標	※河川附帯構造物管理実施率	100	%	1	維持	-
	92,054	33,324	30.2					
05	☆ 河川整備事業	指標	※河川整備実施率	100	%	1	維持	-
	187,209	175,243	92.9					
06	水路整備事業	指標	※水路整備実施率	100	%	1	維持	-
	94,859	94,839	99.9					
07	☆ 雨水渠整備受託事業	指標	※雨水渠整備実施率	100	%	1	維持	○
	47,746	33,323	62.1					
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計				1,120,553				868,743

- 1...計画どおり事業を進めることが適当
- 2...事業の進め方等に改善が必要
- 3...事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4...休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●本施策の意図は市民の生命及び財産を守るために災害危険箇所の環境整備を進めることであり、指標は施策の意図に合ったものですが、取組みのすべてを反映するものではありません。●そこで、補完する指標として各々の事務事業で設定していた「河川整備実施率」「特殊地下壕対策完了率」を施策レベルで管理していくことで本施策の主な取組み状況を表すものとします。●なお、これらは各事務事業評価シートにおいて参考指標として併記します。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●土砂災害防止対策の推進として「急傾斜地崩壊対策事業」「特殊地下壕対策事業」、風水害等防止対策の推進として「河川整備事業」「河川附帯構造物管理事業」「雨水渠整備受託事業」「水路整備事業」、地震に強い建物づくりとして「住宅・建築物耐震化推進事業」に取り組んでおり、構成は妥当と判断しています。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●市が所有している施設については市が整備や維持管理を行っています。●個人所有の建物については市が普及啓発や補助支援を行い、所有者が耐震化を実施しています。●急傾斜地崩壊対策については個人で対策工事を行うことが困難な場合において、土地を寄付採納していただき、市で対策工事を実施しています。●これらの役割分担については妥当と判断しています。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【急傾斜地崩壊対策事業】</p> <p>●災害が起きると人命に関わる最重要課題であり完了率も26.4%と低く、市事業の着手待ち年数も約7年と長いと、市民から早期の事業着手を強く求められています。</p> <p>【雨水渠整備受託事業】</p> <p>●低地市街地において、大雨時に浸水被害が発生し、市民生活に支障をきたしているため、市民から早急な整備が求められています。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施策	●国や県に対して要望を行い、所要の事業費確保に努め、事業待ちである箇所の早期着手を図るとともに、計画的に整備を進めます。●急傾斜地崩壊対策事業について、避難道路認定による県事業への移行や受益者分担金制度の導入に取り組みます。●長寿命化計画に基づき、急傾斜施設・排水ポンプ施設・河川構造物(暗渠・樋門)の計画的な修繕等を実施し、施設の長寿命化を図ります。●低地市街地の浸水対策に向け、ポンプ場建設や内水排除に必要な水路整備について、県と連携し地元の理解を得ながら推進します。●さらに利用しやすい木造住宅の耐震改修の補助を検討し、耐震改修を行いやすい環境を整えます。また、除却工事に対する補助事業についても検討を進めます。
次年度実施策	●引き続き、国や県に対して要望を行い、所要の事業費確保に努め、事業待ちである箇所の早期着手を図るとともに、計画的に整備を進めます。●急傾斜地崩壊対策事業について、避難道路認定による県事業への移行や受益者分担金制度の円滑な施行を目指し、市民向けの説明資料の作成に取り組みます。●長寿命化計画に基づき、急傾斜施設・排水ポンプ施設・河川構造物(暗渠・樋門)の計画的な修繕等を実施し、施設の長寿命化を図ります。●低地市街地の浸水対策に向け、ポンプ場建設や内水排除に必要な水路整備について、県と連携し地元の理解を得ながら推進します。●さらに利用しやすい木造住宅の耐震改修の補助を検討し、耐震改修を行いやすい環境を整えます。また、除却工事に対する補助事業についても検討を進めます。
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	●予算の中長期計画を立て、事業待ち期間の段階的な短縮を図るとともに計画的に整備を進めます。●都市整備部が進めている居住誘導施策と連動した急傾斜地崩壊対策事業の進め方について検討します。●長寿命化計画に基づき、急傾斜施設などの適正な維持管理に努めます。●低地市街地の浸水対策に向け、ポンプ場建設や内水排除に必要な水路整備について、県と連携し地元の理解を得ながら推進します。●建築物の所有者にとって、耐震診断や改修を行いやすい環境の整備や負担軽減など、さらなる推進に向けた施策を検討します。また、建築物の除却による空間確保も安全なまちづくりには有効であるため、除却に対する補助事業についても検討を進めます。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●事業着手までの期間短縮が図られます。また、ハード対策による事業の推進及びソフト対策の充実、施設の適正な管理により市民の安全安心な生活を確保できます。●建物の耐震化が進み、地震による被害を軽減・防止することで安全・安心なまちづくりにつながります。	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度政策評価シート

作成日

令和2年7月3日

政策コード	6-2	担当部署	消防局	責任者 (部長名)	西崎 正明
-------	-----	------	-----	--------------	-------

1. 政策体系

基本目標	6. 安全な生活を守るまち
政策	6-2. 消防・救急救助の体制づくり

2. めざす姿

地域の消火訓練や避難訓練、救急講習会等への参加を通じ、火災予防や救急救助についての理解が浸透しています。そして、火災や事故などの際、市民や関係機関が適切に行動し、被害を最小限に抑える環境・体制が整っています。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	最終目標値	実績値の推移			
		H22	R1	H25	H27	H29	R1
1	建物火災焼損床面積(1件当たり【㎡】)	41	35.0以下	44.6	28.5	48.7	66.5
2	心肺蘇生法の実施率【%】	35	50	47.3	43.2	52.8	49.7

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
佐世保市東部地区並びに広域1市3町の防災拠点として新東消防署が完成しました。各種訓練施設や防災研修室等も備えており、迅速・的確に対応できる人材育成に努めます。救急業務では、救命効果の向上や医療機関との更なる連携強化を図りました。今後も火災の早期発見、早期通報により被害の軽減及び防火意識の高揚を図ります。	災害情報の共有と隊員の安全確保を図るため、署活動系無線機を導入しました。また、高規格救急車をはじめとした設備や各種装備品を更新整備するとともに、関係機関との連携強化に努めました。防火対象物の立入検査や防火指導を計画的に行いました。	人工衛星を活用した車両進入経路伝達を行い時間短縮に貢献する新指令システムを更新整備しました。また、隊員の装備等の充実を図り、安全性と迅速性を確保するため防火衣等一斉更新しました。西消防署佐々出張所及び江迎・鹿町出張所庁舎建設に着手し今後順次整備を行っていきます。消防団においては、消防団格納庫の適正配置や消防車両の整備指針など方向性を示す「佐世保市消防団基本計画」の実施計画を策定しました。

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
消防団の効果的かつ効率的な活動体制を図るため、消防団あり方検討会にも着手しております。また、様々な自然災害、人為的要因によって災害が多様化し、消防活動が難しい傾向にある中、各種災害に迅速・的確に対応できる消防体制を構築する必要があります。	建物火災焼損床面積が目標値に至りませんでした。その理由の一つとして住宅用火災警報器の未設置等により全焼火災が増加したことが挙げられます。そのため住宅用火災警報器の設置促進や地域の団結により、火災の早期発見や初期消火を迅速に行い、被害を最小限に抑えるため継続して指導する必要があります。	建物火災焼損床面積が目標に至らず、理由として密集地や道路狭隘などで車両進入が困難な地域的不便地域での火災の増加と住宅用火災警報器の設置状況で設置済みの全焼火災が0に対して未設置建物の全焼火災が多く発生しています。火災警報器設置により、火災の早期発見、通報、初期消火を実施できることから今後、更なる設置促進と維持管理の徹底を指導する必要があります。

6. 今後の取組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
2 進め方の改善 災害・事故発生時の対応力強化のため、施設、設備等の充実や人材の育成・資格取得を図ります。また、老朽車両の更新・救急救命士の養成に取り組むほか、住宅火災による死者数の低減のため住宅用火災警報器の設置並びに適正な維持管理の促進も継続し推進してまいります。	2 進め方の改善 住宅用火災警報器の設置促進・維持管理、住民の防火教育を推進し、火災の被害を軽減します。また、車両を含むハード面とソフト面を融合させた一体的な取組みが求められており、引き続き体制づくりの強化を図っていきます。	②進め方の改善 住宅用火災警報器の設置率の向上、機器点検の習慣化及び設置後10年経過した機器の交換など高齢者を対象とした防火教室の実施などを婦人防火クラブ等と連携を図り推進していきます。消防資機材等の軽量化・多機能資機材を整備し、迅速的確な災害活動による被害の軽減と隊員の負担軽減に努めます。その他救急活動における感染防止資機材の配備や高度な救命処置ができる救急救命士の配置増の整備計画を策定していきます。

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
6-2-1	消防体制の整備	4,370,456	3,304,588	3,326,572
6-2-2	救急救助体制の整備	102,407	512,803	483,355
6-2-3	火災予防体制の整備	871,177	416,563	399,163
事業費合計		5,344,040	4,233,954	4,209,090

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局	消防局	作成日	令和2年7月2日
責任者(部局長名)	西崎 正明		
施策コード	6-2-1		
施策名	消防体制の整備		
総の位置づけ	基本目標	6	安全な生活を守るまち
	政策	6-2	消防・救急救助の体制づくり
	総合計画後期基本計画	-	ページ
施策の方向性	消防施設等及び消防水利の整備 地域における消防体制の強化 人材育成と組織の活性化		

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
			目標値	実績値	
火災覚知から消防隊の放水開始までの時間	分	8.1	7.5	8.1	92.6

(振り返り)実施した内容	●消防体制の充実強化のため、「消防施設等の更新整備」「消防水利(防火水槽)の整備」「消防車両の更新整備」「職員研修の実施」を行いました。
現状と課題	●複雑多様化する災害事象に迅速・的確に対応していくためには、職員一人ひとりの意識改革と資質の向上が求められています。 ●西消防署管内署・所の適正配置に基づく老朽化した消防施設の更新整備費用の増加が見込まれます。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	1.計画通り ●火災による被害の軽減:119番通報を受け付ける通信指令システムの機能を駆使し、火災の種別や規模に応じた消防隊の選別と出動指令を確実にいきます。また、消防車両や資機材、防火水槽などを有効活用した効果的な消火活動を展開します。 ●組織と人づくり:消防職員や消防団員の技術が最大限に発揮できるよう、組織運営や研修・訓練もあり方に工夫を重ね、各種災害に柔軟に即応できる体制づくりを推進します。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	消防行政一般管理事業	指標	職員研修理解度	100	%	1	維持	
			1,317,290	1,315,651				99.5
02	★★ 消防庁舎整備管理事業	指標	消防庁舎事故発生件数	0	件	1	維持	○
			203,617	190,156				0
03	☆ 通信指令システム整備管理事業	指標	指令システム適正稼働率	100	%	1	維持	
			172,938	166,920				100
04	☆ 消防車両等管理事業	指標	火災への対応率	100	%	1	維持	○
			206,641	179,739				100
05	☆ 消防水利管理事業	指標	消防水利の充足率	93.22	%	1	維持	○
			177,378	173,658				93.22
06	消防団一般管理事業	指標	消防団員の充足率	100	%	1	維持	○
			347,888	328,303				85.6
07	消防団組織活性化事業	指標	消防団員の研修等参加者数	660	人	1	維持	
			2,489	2,341				679
08	☆ 消防団施設管理事業	指標	消防団施設の事故発生件数	0	件	1	維持	○
			62,055	60,156				0
09	★ 消防団車両等管理事業	指標	火災への対応率	100	%	1	維持	
			75,024	68,801				100
10	広域消防行政一般管理事業	指標	職員研修理解度	100	%	1	維持	
			515,018	514,504				99.5
11	★★ 広域消防庁舎整備管理事業	指標	消防庁舎事故発生件数	0	件	1	維持	○
			175,195	160,972				0
12	☆ 広域通信指令システム整備管理事業	指標	指令システム適正稼働率	100	%	1	維持	
			70,425	66,646				100
13	☆ 広域消防車両等管理事業	指標	火災への対応率	100	%	1	維持	○
			1,137,214	98,725				100
事業費の合計			4,463,172	3,326,572				

1・・・計画どおり事業を進めることが適当
 2・・・事業の進め方等に改善が必要
 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●成果目標の「火災覚知から消防隊の放水開始までの時間」は、目標以内であれば隣接棟への延焼率が低くなることから設定しています。令和元年度は、道路狭隘などの地理的不便地域等の火災もあり、目標値内ではありませんでしたが概ね達成することができました。今後は、目標値内に達成できるよう消防体制の充実強化に努めていきます。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●成果指標と構成する事務事業と関連性は妥当です。</p> <p>①消防施設等及び水利の整備 新指令システムの更新整備、消防車両等の更新整備、老朽化した消防施設の更新整備、</p> <p>②地域における消防体制 消防団活動の活性化の推進</p> <p>③人材育成と組織の活性化 消防職員として必要な知識・技術の習得、研修の継続</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●消防団は地域住民の最も身近な防災機関であり、地域における他の防災組織との連携も図りながら、連携を強化していきます。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>●教育訓練施設を備えた消防庁舎を更新整備することで、消防活動拠点としての消防機能が十分に発揮され、初動時間の短縮につながり住民の安全・安心に寄与します。</p> <p>●消防車両等の適正な維持管理と計画的な更新整備により消防体制を保持することで安全なまちづくりが図れます。</p> <p>●水利不足地域に消防水利を設置し、既存の消防水利を適正に維持管理することで地域住民の生命、身体、財産を火災から守り被害を軽減します。</p> <p>●消防団員は、年々減少傾向であることから、地域防災の要である消防団員の充足率向上を図ることで、災害対応において消防団の充実強化を図れます。</p> <p>●消防団格納庫を更新整備することで災害時の迅速・安全な出動につながり、消防隊の初動時間の短縮が図れます。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施改善策	●老朽化した西消防署本署及び出張所の庁舎を計画的に更新整備するほか、消防職員として必要な知識や技術向上のため職務に応じた研修を継続して実施します。また、消防団員の入団しやすい環境づくりのためポスター等を作成し充足率の向上を目指します。
次年度実施改善策	<p>●狭隘で老朽化した西消防署本署及び出張所の庁舎整備を推進します。</p> <p>●無人航空機(ドローン)を活用した火災、救助現場における捜索・運搬または各種災害などにおいて広範囲に被害状況確認を行うシステム構築に向けた研究</p> <p>●消防団基本計画に基づく格納庫適正配置化を推進します。</p>
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<p>●狭隘で老朽化した西消防署本署及び出張所の庁舎整備を推進します。</p> <p>●新しく整備した通信指令システムを適正に維持し、保守管理を徹底します。</p> <p>●継続して、消防団員の充足率に努めます。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●消防隊の機動性や消防力の向上と強化で、より安全に安心して暮らせるまちづくりを目指します。	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施策 評価 シート (主要な 施策 の 成果 報告 書)

担当部局	消防局	作成日	令和2年7月2日
責任者(部局長名)	西崎 正明		
施策コード	6-2-2		
施策名	救急救助体制の整備		施策の方向性
総の位置づけ	基本目標	6 安全な生活を守るまち	
計画	政策	6-2 消防・救急救助の体制づくり	
画	総合計画 後期基本計画	- ページ	
		救急救助装備の充実	
		救急救助技術の向上	
		関係機関との連携強化	

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
			目標値	実績値	
救急救命士配置率	%	56	100	104	104
救急救命講習受講者数	人	43,700	135,700	137,168	101.1

(振り返り) 実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ●消防署管内の出張所に高規格救急自動車を配備するとともに、救急救命士有資格者を計画的に養成しました。一方、救急標準課程修了者を計画的に育成するとともに、関係医療機関と連携した症例検討会を定期的に開催するなど救急救員の資質向上と医療機関との連携強化を推進しました。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●「まちづくり市民意識アンケート」でも市民が救急救助業務に寄せる期待(満足度)は上位に位置づけられていますが、高齢化率が高まる中救急要請件数は年々増加しているため救急救命士有資格者の養成と救急用設備や装備品の更なる充実が求められています。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	<ul style="list-style-type: none"> ●生存率の向上:救急救命士の計画的養成と市民による応急救護に加え、医師の指導による高度な救命処置や隊員の研修制度を更に充実させ、傷病者の生存率の向上を目指します。 ●救助技術の高度化:救助資器材の整備を進めながら、隊員の救助技術の高度化を図り、各種事故から市民の安全を守ります。 ●救急車の意適正利用と予防救急:救急車の適正利用や家庭内事故、熱中症の防止など予防救急に関する事業を展開し、効果的で効率的な救急業務を推進します。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	★ 救急救助業務高度化推進事業	指標	救急救命士養成率	100	% 1	維持	○	
		396,029	395,485	95				
02	☆ 救急装備等管理事業	指標	救急資器材の配置率	100	% 1	維持	-	
		18,773	18,623	100				
03	★ 広域救急救助業務高度化推進事業	指標	救急救命士養成率	100	% 1	維持	○	
		59,446	59,196	95				
04	☆ 広域救急装備等管理事業	指標	救急資器材の配置率	100	% 1	維持	-	
		10,106	10,051	100				
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計								
		484,354	483,355					

- 1...計画どおり事業を進めることが適当
- 2...事業の進め方等に改善が必要
- 3...事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4...休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●救急救命士の配置率は目標を達成しましたが、高規格救急隊に複数名の救急救命士を乗務させるため救急救命士の養成を継続するとともに、救急標準課程修了者と連携した一連の救命活動を確実なものとしします。また、救急救命講習会の受講者数についても目標値を上回っておりますが、技能の維持を目的とした再受講の機会を広く周知する必要があります。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●施策の方向性は、疾病や事故及び各種災害から人命を保護し救命することを目的としたもので、これらの目的を実現させるための適正な事務事業を設定しています。以降も、関連する事務事業を確実に実行し救急救助体制の高度化を進めていきます。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●救急救助業務の高度化と円滑な遂行には、医療機関の医師による指導や助言等の病院前救護体制の充実が不可欠であることから、今後とも関係医療機関との連携を深めていきます。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>●救急要請件数は10年ぶりに減少に転じましたが、新型コロナウイルス感染症(市中感染)が発生したことなどにより、住民の救急救助業務の高度化に寄せる期待は更に高まっていることから、事務事業中「救急救助業務高度化推進事業」を重点化事業に位置づけました。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度の実施改善策	<p>●高規格救急自動車や各種装備品を計画的に更新整備するほか、救急救助隊員の技能向上と特殊災害にも即応できる知識習得を目的とした研修会を積極的に開催し救急救助業務の更なる高度化を推進します。また、小学生を対象とした「救命入門コース」を段階的に開催しジュニア救命士育成のための体制づくりに着手します。</p>
次年度に実施する改善策	<p>●高規格救急自動車の整備更新等に関するハード事業と職員の資質向上をはじめとしたソフト事業の融合を図るとともに、普通救命講習会の積極的な広報とジュニア救命士の育成を本格化します。また、救急出動要請件数の増加要因を分析研究し、救急を予防するための取組みに着手します。</p>
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<p>●救急救命士有資格者の養成と職員の技能向上に関する取組みに加え、関係医療機関との連携体制を確立し救急救助体制をより充実します。また、「一家庭に一人のバイスタンダー」と「一クラスに一人のジュニア救命士」をスローガンとして、普通救命講習会や救命入門コースをより積極的に広報しその受講を促す仕組みを確立させるほか、「予防救急」に関する事業を本格的に展開します。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>●高齢化の進展に伴う市民の救急ニーズに的確に即応する体制づくりや、救急車が到着するまでの間に救命処置を行うことができるバイスタンダーを増やすことによって救命効果が高まります。また、特殊な災害や大規模自然災害時にも、関係医療機関と消防機関が一体となった救護体制が整います。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局	消防局	作成日	令和2年7月1日
責任者(部局長名)	西崎 正明		
施策コード	6-2-3		
施策名	火災予防体制の整備		
総の位置づけ	基本目標	6	安全な生活を守るまち
	政策	6-2	消防・救急救助の体制づくり
総合計画後期基本計画	総合計画	-	ページ
施策の方向性	火災予防の推進 防火組織の育成指導及び活動支援 危険物施設の保安体制指導強化		

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
			目標値	実績値	
出火率	件	3.8	3以下	2.8	107

(振り返り)実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 防火対象物や危険物施設への立入検査を実施するとともに関係者に対して火災時の初動対応等を指導しました。 ● 雑草焼却による火災(その他の火災)を減少させるため、届出時の注意喚起や消火準備の指導を徹底しました。 ● 住宅用火災警報器の設置や適正な維持管理について、各種メディアや防火教室等で周知を図りました。 ● 婦人防火クラブや幼少年消防クラブの各種活動を支援しました。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 立入検査の実施や防火指導、広報活動等によって火災件数(出火率)は減少しましたが、火災による人的被害(死者)はなくなり、毎年、高齢者の被害(死者)が発生しています。 ● 住宅用火災警報器設置の有無による被害状況は、住宅用火災警報器を設置していた場合が早期の発見、通報、初期消火を実施できることから被害の軽減につながっています。 ● 住宅用火災警報器の設置率向上(特に高齢者世帯)、機器点検の習慣化及び設置後10年を経過した機器の交換を進める必要があります。
今後の取組み(第7次総計記載内容)	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災予防の推進 地域の防火教室や防火訓練、防火クラブや各種団体への研修を通じて、市民と消防が一体となった対策を行います。また、住宅用火災警報器の設置や維持管理をすることで、火災の早期発見や被害の軽減を図り高齢者などの人命を守ります。 ● 防火指導の充実 多くの人が利用する商業施設や福祉施設、危険物を取り扱う施設などに立入検査を実施して、関係者の法令遵守や防火管理意識の向上を目指します。

◆ 施策を構成する事務事業の評価 ◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	防火組織の育成指導及び活動支援事業	指標	クラブ数維持率	100	%	1	維持	
		73,040	72,325	99				
02	危険物施設保安体制指導事業	指標	危険物施設の事故件数	0	件	1	維持	
		36,938	36,299	1				
03	広域危険物施設保安体制指導事業	指標	危険物施設の事故件数	0	件	1	維持	
		22,390	21,775	0				
04	火災予防推進事業	指標	立入検査対象建物火災件数	13	件	1	維持	
		194,424	194,412	14				
05	広域火災予防推進事業	指標	立入検査対象建物火災件数	6	件	1	維持	
		74,430	74,352	4				
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計				401,222				399,163

- 1...計画どおり事業を進めることが適当
- 2...事業の進め方等に改善が必要
- 3...事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4...休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●出火率(人口1万人あたりの火災件数)とは火災の発生状況を図る物差しとして全国的に使用されているもので、全国平均値及び当局の過去の平均値を参考にし、3件以下を目標としています。 令和元年は、前年と比較して主にたき火などによる「その他の火災」が減少したこともあり、出火率は2.8でした。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●成果指標である出火率(人口1万人あたりの火災件数)と事務事業の関連性は妥当です。 ①防火対象物への防火対策及び地域における火災予防体制強化 ②危険物施設における火災又は事故防止に向けた防火対策、保安体制の推進 ③防火組織の育成指導及び活動支援により防火安全対策を強化します。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●佐世保地区防災協議会や佐世保市危険物安全協会などの団体と、消防局が共同して防火講習会等を行うことで、事業所がその知識、技能を活用して企業内や各地域において防火活動に取り組んでいます。 また婦人防火クラブや少年消防クラブは消防局の支援を受け、各地域において防火活動を行っています。このように消防局と各団体が協力し、火災予防体制を強化することは重要なことと考えています。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>●福祉施設やホテル等の防火対象物、また一般住宅等における火災発生により、住民の生命、身体及び財産が失われてしまうおそれが生じます。そのため火災を予防することは「安全で安心なまちづくり」の重要な一要素であり、事業を重点的に推進することは住民の暮らしを守るために必要なことと考えます。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度の実施改善策	<p>●福祉施設や病院、ホテル、危険物施設等、火災や事故発生時に人命危険度の高い対象物の立入検査や防火指導を優先的に行い、関係者の法令遵守、また防火意識の向上を図ります。 ●地域における火災予防を推進するため、婦人防火クラブ等と連携して防火教室や防火訓練を行い住宅火災の減少を目指します。 ●「住宅用火災警報器の日」を設けて住宅用火災警報器の点検を習慣化するとともに、設置後10年を経過した機器の交換を積極的に推奨します。また住宅用火災警報器設置促進をはじめとする広報活動をさらに充実させて火災予防を推進します。 ●火災による高齢者の被害軽減を図るため、防火教室等の防火指導を積極的に実施します。</p>
次年度の実施改善策	<p>●火災や事故発生時において人命危険度が高い施設に対し、重点的かつ継続的に防火指導を行います。 ●住宅用火災警報器の設置促進と維持管理については、各種イベント、防火講話や広報誌への掲載等、あらゆる機会を通じて効果的な広報活動により推進します。</p>
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<p>●火災発生時の人命危険度が高い防火対象物や危険物施設については、重点的な立入検査により消防法令の違反是正を推進します。 ●市民の防火意識の向上を図るため婦人防火クラブ等の活動を支援し、また広報誌への掲載や防火講話等、あらゆる機会を捉え防火防災活動を推進します。 ●住宅用火災警報器の設置促進と維持管理の徹底を継続します。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>●防火対象物や危険物施設に対する立入検査の実施による事業所関係者への法令遵守の働きかけ、また防火講話などによる住民の防火意識の向上や、住宅用火災警報器の設置維持を促進することで、火災件数が減少し「安全安心なまちづくり」が実現できます。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度政策評価シート

作成日

令和2年6月5日

政策コード	6-3	担当部局	市民生活部	責任者 (部長名)	中西あけみ
-------	-----	------	-------	--------------	-------

1. 政策体系

基本目標	6. 安全な生活を守るまち
政策	6-3. 地域安全を支える環境づくり

2. めざす姿

地域における犯罪被害や交通事故の発生が防止されています。防犯や交通安全に対する意識を持ち、市民自らが取り組める対策を実践しています。また、町内会等を通じ、地域が取り組む防犯活動や交通安全活動に積極的に参加しています。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	最終目標値	実績値の推移			
		H22	R1	H25	H27	H29	R1
1	刑法犯罪認知件数【件】	1,976	1,965以下	1,593	1,105	979	696
2	交通事故発生件数【件】	1,451	1,406	1,315	1,079	968	727

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
地域による自主的な防犯活動の重要性が認識されてきており、犯罪認知件数は減少傾向にあります。交通事故発生件数等は通減傾向にありますが、高齢社会の進展に伴い、高齢者の関わる事故が増加しています。	地域による自主的な防犯活動の重要性が認識されてきており、犯罪認知件数は減少傾向にあります。交通事故発生件数等は通減傾向にありますが、高齢社会の進展に伴い、高齢者の関わる事故が増加しています。	地域による自主的な防犯活動の重要性が認識されてきており、犯罪認知件数は減少傾向にあります。交通事故発生件数等は通減傾向にありますが、高齢社会の進展に伴い、高齢者の関わる事故の割合が増加傾向にあります。

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
犯罪認知件数は、目標値1,969件以下に対し、1,105件で目標を達成し、身近な地域の治安に対する市民満足度も目標値70%に対し、78.9%と達成しましたが、犯罪率は県内で最も高く、防犯活動への支援が必要です。交通事故発生件数は、平成26年の1,191件から平成27年は1,079件と減少し、目標を達成しましたが、高齢者が関わる事故が増加しており対策が必要です。	犯罪認知件数は979件で、平成25年の1,593件から大きく減少しました。また、身近な地域の治安に対する市民満足度も、81.8%(平成30年度実施)と高い数値を示しております。交通事故発生件数は、平成28年の1,035件から平成29年は968件と減少しましたが、高齢者が関わる事故が増加しており対策が必要です。	犯罪認知件数は696件で、平成25年の1,593件から大きく減少しました。交通事故発生件数は、平成30年の861件から令和元年は727件と減少しましたが、高齢者が関わる事故が増加しており対策が必要です。

6. 今後の取組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
1. 計画通り 市民への防犯意識啓発及び自主防犯活動の支援を行います。 防犯灯のLED化を推進します。 市民の交通安全意識啓発を図ります。 高齢者の交通事故防止対策として、高齢歩行者や高齢運転者の交通安全教室を拡充します。 交通安全組織の維持と拡充を図ります。 カーブミラー等の交通安全施設の適切な設置や踏切の安全対策により、安全・安心な環境づくりに努めます。	1. 計画通り 市民への防犯意識啓発及び自主防犯活動の支援を行います。 防犯灯のLED化を推進します。 市民の交通安全意識啓発を図ります。 高齢者の交通事故防止対策として、高齢歩行者や高齢運転者の交通安全教室を拡充します。 交通安全組織の維持と拡充を図ります。 カーブミラー等の交通安全施設の適切な設置や踏切の安全対策により、安全・安心な環境づくりに努めます。	1. 計画通り 市民への防犯意識啓発及び自主防犯活動の支援を行い、町内会が維持管理する防犯灯の維持費に対する支援を行います。 市民の交通安全意識啓発を図ります。 高齢者の交通事故防止対策として、高齢歩行者や高齢運転者の交通安全教室を拡充します。 交通安全組織の維持と拡充を図ります。

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
6-3-1	防犯活動への支援	99,957	82,233	65,562
6-3-2	交通安全啓発・教育の推進	45,405	43,659	78,151
6-3-3	交通安全のための施設整備	96,967	67,810	52,250
6-3-4	地域安全を支える環境づくりを実現するための包括的な施策	12,622	12,020	12,093
事業費合計		254,951	205,722	208,056

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施策評価シート (主要な施策の成果報告書)

担当部局 市民生活部 作成日 令和2年6月5日
 責任者(部局長名) 中西あけみ

施策コード	6-3-1
施策名	防犯活動への支援
総的位置づけ	基本目標 6 安全な生活を守るまち
政策	6-3 地域安全を支える環境づくり
総合計画後期基本計画	150 ページ

施策の方向性	地域安全に関する情報発信および関係機関との連携による防犯意識の啓発
	地域の自主的な防犯活動への支援
	地域における防犯設備の充実
	-

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
			22年度	目標値	
県の防犯ボランティア団体数	団体	71	87	78	89.66
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(振り返り) 実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域安全に関する情報発信及び関係機関との連携による防犯意識の啓発を行いました。●警察署ごとの防犯協会の活動を支援しました。 ●条例に基づく推進協議会を開催し、防犯施策の検討を行いました。 ●自主防犯活動の推進を目的とし、優れた団体の表彰や団体間の情報交換のため、フォーラムを開催しました。 ●町内会等が管理している防犯灯の電灯料補助を行いました。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪認知件数は年々減少傾向にあるものの、窃盗等身近に起こる犯罪は後を絶ちません。 ●本市の犯罪率(人口1万人あたりの犯罪認知件数)は、前年より改善しています。(平成30年=31.5件から令和元年=28.7件) ●自分たちのまちは自分たちで守るという意識が浸透してきていることがうかがわれますが、子どもや女性への声かけ事案や不審者情報が絶えず、地域住民による防犯パトロールや見守り活動にますます期待が寄せられています。 ●LED防犯灯の更新補助要望が議会及び地域住民からあっており、今後、補助制度創設について検討を行う必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯施策の推進 警察等関係機関、自主防犯組織等との連携・協力体制を図るとともに、防犯協会や暴力追放運動推進協議会の活動に支援を行うことにより、市民の防犯意識啓発を図ります。 また、更生保護協会や同女性会との連携やその活動への支援の強化を図り、再犯防止に取り組みます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 地域安全活動支援事業	指標 防犯パトロールや子ども見守り活動に取り組む町内会の割合	57	60	%	1	維持	-
		66,544	65,562					
02		指標						
03		指標						
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計		66,544	65,562					

- 1...計画どおり事業を進めることが適当
- 2...事業の進め方等に改善が必要
- 3...事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4...休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●令和元年度目標値87団体に対し、実績値は78団体であり、目標値を下回っていますが、昨年度実績値(76団体)と比較し、登録団体数は増加しています。 ●団体数が微増に留まっている要因としては、防犯ボランティア登録団体構成員の高齢化、後継者不足、発足にあたっての人材確保が困難なことが考えられます。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●本施策は、一つの事務事業「地域安全活動支援事業」のみで構成されていますが、事務事業を構成する細々目には、情報発信及び関係機関との連携による防犯意識の啓発となる事業(防犯協会関係経費、安全安心まちづくり事業等)、町内会等や防犯ボランティア団体等地域の自主的な防犯活動に対する支援事業(地域防犯活動支援事業等)、地域における防犯設備の充実を図る事業(防犯灯関係経費)があり、施策の目的となる事業はすべて含まれており、事務事業の構成は妥当であると考えます。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●防犯施策の目的である「安全で安心なまちづくり」の実現は、関係機関である警察、地域を構成する市民、市役所等の行政がそれぞれ役割を担い、三位一体となって取り組むことで効果が高まります。 ●犯罪の凶悪化、陰湿化等が顕著となってきており、女性や子どもに対する犯罪が後を絶たない現代では、警察の役割だけでは、犯罪を抑えることが難しい時代になってきています。 ●市民自らの自主的な活動の必要性和重要性が認識されており、そうした市民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の支援を行うことが行政の役割となります。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
-	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	<p>●地域での見守り体制を更に充実させるため、地域住民だけでなく、企業や若い世代でも参加しやすい「ながら見守り」を推進し、様々な場面で引き続き、市民に対して防犯意識高揚を働きかけるとともに、地域防犯活動を支援していきます。 ●防犯灯を維持管理する町内会の運営は厳しくなっており、今後、更新時期を迎えるLED防犯灯の更新補助要望が議会、地域住民から挙がっているため、その必要な支援を行うための補助制度創設について検討します。</p>
次年度実施する改善策	<p>●LED防犯灯の更新補助制度創設に関する検討の結果、実施する必要があるとの結論となれば、制度を創設します。 ●団体の増加を図るとともに、後継者不足対策、ネットワークフォーラムの拡充を図ります。</p>
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<p>●引き続き、市民に対して防犯意識高揚を働きかけるとともに、地域防犯活動を支援していきます。 ●各地区自治協議会と連携した広範囲での活動を行うための新たな仕組みの導入に向けた検討を行います。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
市民の防犯意識が高まることで、空き巣や振り込め詐欺等の犯罪が抑止されるほか、地域住民による自主的な防犯活動が行われるようになり、安全で安心なまちづくりにつながるほか、地域コミュニティの活性化にも寄与します。	

令和 元 年度実施事業 **令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト**
(主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局 市民生活部 作成日 令和2年6月5日
責任者(部局長名) 中西あけみ

施策コード 6-3-2

施策名		交通安全啓発・教育の推進		施策の方向性	年齢に応じた交通安全啓発・教育の推進
基本目標		6	安全な生活を守るまち		交通安全組織の活動支援
政策		6-3	地域安全を支える環境づくり		-
総合計画後期基本計画		151	ページ		-
総的位置づけ					-

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
高齢者の交通事故件数	件	348	320	278	113.13
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(振り返り) 実施した内容	●各季交通安全運動期間中、街頭キャンペーン活動・広報活動・交通安全指導を行いました。●交通指導員による学童通学時の交通安全指導を行いました。●交通安全教育指導員による高齢者・幼児を対象とした交通安全教室を行いました。●交通公園を閉園し、建物施設をリニューアル、新たな交通安全教育拠点として交通安全学習館を開館しました。●交通安全教育の拡充のためシミュレータ機器を導入しました。●交通安全母の会・交通少年団による交通安全啓発活動を支援しました。
現状と課題	●令和元年中の市内交通事故死傷者数は、956人(前年比△155人、△14%)と減少しており、第十次交通安全計画目標値1,100人以下を達成しています。●高齢者に関しては、死傷者数168人(前年比△30人、△15%)で、交通事故発生件数278件(前年比+1件、+1%)となっており、近年は横ばいで推移しているものの、全体交通事故件数に占める割合は38%と増加しています。●本市人口は減少傾向にある一方、高齢者人口は増加しており、高齢者の運転免許保有率も全体的に増加(平成30年49.8%→令和元年50.6%)していることから、高齢者交通安全対策を一層強化する必要があります。●新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者を対象とした交通安全教室の開催が困難となっており、老人クラブ連合会への協力要請等を行い、同じく当課で実施している消費生活講座と併せて、実施回数・参加者数の増などの拡充を社会情勢(新型コロナウイルス感染症防止のため、三密の回避等に配慮したうえでの開催など)に応じて事業を講じる必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●交通安全意識の啓発 高齢者や幼児を対象とした出前型の交通安全教室等を積極的に展開するとともに、警察や交通安全協会等と協力して交通安全運動を実施することにより、広く市民に対して交通安全意識の啓発を図ります。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 交通安全運動推進・組織育成事業	指標	交通安全運動期間中における交通事故発生件数	76	件	1	維持	-
	27,102	26,620	80					
02	☆ 交通安全教育事業	指標	子どもの交通事故発生件数	26	件	1	維持	-
	52,268	51,531	8					
03		指標						
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計				79,370				78,151

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●高齢化社会の進展に伴い、高齢者数の増加が顕著になっており、本市交通安全の取り組みとして、高齢者の交通事故対策を重要課題としています。●交通事故を減らすためには、高齢者に対する交通安全啓発が不可欠であり、「高齢者の交通事故件数」を指標とすることが有効であると考えます。●高齢者人口増と事故件数5%減を勘案して設定した交通事故件数目標値320件以下に対し、実績値278件となり、一定の成果を挙げています。●高齢者に対する交通安全啓発活動、運転免許自主返納の促進、自動車の技術革新等の促進によって高齢者の交通事故防止につながっているものと考えます。●成果指標との関連性が高い数値として、令和元年中における市内の免許証の自主返納実績については、1,171件(前年比+287件)であり、そのうち高齢者は1,121件(前年比+275件)と増加していますが、高齢者の関わる交通事故の割合も同じく増加していることから、更なる自主返納の促進が必要です。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>施策の目的となっている年齢等に応じた交通安全啓発・教育の推進、交通安全組織の活動支援をそれぞれ事務事業として構成しており、妥当であると考えます。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取り組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>警察や交通安全協会などの関係団体と協力した啓発活動を行うことで、市民が交通法規を順守し、交通事故のない安全安心な社会づくりの実現が図られます。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
-	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度の実施改善策	●令和2年1月から導入した交通安全シミュレータ機器を活用した交通安全教育の周知・浸透を図り、実施回数増加等の更なる拡充を図ります。●新型コロナウイルス感染症防止を目的とした3密の回避など、社会情勢に配慮した高齢者交通安全教室及び消費生活講座の合同開催について、検討及び実施を図ります。
次年度の実施改善策	今年度の実績や検討を踏まえ、引き続き交通安全教育の充実を図ります。
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	引き続き交通安全教育の充実を図ります。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
新たな交通安全教育体制(高齢者に対する交通安全教育)を更に拡充することで、住民の交通安全意識が高揚し、ひいては交通事故の防止につながります。	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施策 評価 シート (主要な施策の成果報告書)

作成日 令和2年6月22日

担当部局		土木部	
責任者(部局長名)		杉本 和孝	
施策コード	6-3-3		
施策名		交通安全のための施設整備	
総の位置づけ	基本目標	6	安全な生活を守るまち
	政策	6-3	地域安全を支える環境づくり
	総合計画後期基本計画	152	ページ
施策の方向性		交通安全施設の整備 事故危険箇所の重点的な解消	

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
「あんしん歩行エリア」内での事故発生件数	件	55	48	31	135.4
踏切事故件数	件	0	0	0	100

(振り返り)実施した内容	●交通事故の危険性が高い箇所について、防護柵やカーブミラーなどの交通安全施設や、歩道及び踏切などの施設整備等を概ね計画的に実施すると共に、信号機や横断歩道の設置についても、関係機関へ積極的に要望を行いました。
現状と課題	●交通安全施設に関する整備要望が多いため、対応待ち期間の短縮が求められています。●障がい者や高齢化社会に対応した歩道の整備や危険な踏切の改善など、交通事故危険箇所の重点的な整備が求められています。●令和元年5月8日、滋賀県大津市で散歩中の保育園児が死傷した事故を踏まえ、過去5年間で死亡事故等の重大事故が発生している交差点や、これと同じような道路交通環境にある箇所については、警察などの関係機関と連携し合同点検等を行っており、早期の安全対策が急務となっています。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●地域と連携した生活道路ネットワークの強化 多様化・高度化・多量化する生活道路へのニーズに対し、財政的な制約や老朽化対策が必要な既存施設の増加とのバランスを図る必要があるため、要望に順次対応する従来の方法ではなく、地域からのニーズに効率的に応えるべく改良する箇所を選択し、計画的な道路整備を行う5年間の道路整備計画(道路整備プログラム)を策定しています。この道路整備プログラムに基づき、課題(優先度)の整理や用地関係などの整備環境の整理を地区自治協議会と協働しながら行い、計画的かつ効果的な対策を進めます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	令和3年度 成果の 方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 交通安全施設等整備事業	指標	※安全施設整備実施率	100	%	1	維持	-
		64,484	52,260	77.9				
02	☆ 踏切重点整備事業	指標	※踏切整備実施率	100	%	1	維持	-
		13,454	10,359	66.3				
03		指標						
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計		77,938	62,619					

- 1...計画どおり事業を進めることが適当
- 2...事業の進め方等に改善が必要
- 3...事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4...休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●本施策の意図は、交通事故の発生を防止するために交通安全施設を整備することであり、指標は「交通安全啓発・教育の推進」(6-3-2)取組みの成果も要素の一部に含まれます。●また、目標値・実績値は、市の取組みだけでなく警察や国県(道路管理者)の取組み状況も影響します。●そこで、補完する指標として「あんしん歩行エリア整備率(エリア指定6箇所に対する市としての整備完了箇所数)」、「踏切整備率(市道踏切48箇所に対する整備が完了した箇所数)」で本施策の取組み状況を表すものとします。あんしん歩行エリア整備率: $5/6 \times 100 = 83.3\%$、踏切整備率: $28/48 \times 100 = 58.3\%$</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●交通安全施設の整備として「交通安全施設等整備事業」「あんしん歩行エリア整備事業」、事故危険箇所の重点的な解消として「踏切重点整備事業」に取り組んでおり、構成は妥当と判断しています。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●交通安全施設について、同一地帯で国・県・市及び警察など、管理する分野が明確に分かれており、役割分担は妥当です。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する策	<p>●桜馬場踏切については、地元要望者や関係機関(JR九州、警察等)及び用地買収予定地の地権者との協議を進めます。</p> <p>●未就学児の事故を踏まえ、過去5年間で死亡事故等の重大事故が発生している交差点や、事故発生の可能性のある危険な道路交通環境にある箇所について、警察などの関係機関と連携した合同点検の結果に基づき、安全対策が必要な箇所について整備を実施します。</p>
次年度実施する策	<p>●桜馬場踏切については、地元要望者や関係機関(JR九州、公安委員会)及び用地買収予定地の地権者との交渉を進め、住民の合意形成を図り、事業推進を行います。</p>
中期的(概ね3~5年)に実施可能な改善策	<p>●踏切及びあんしん歩行エリアの整備を実施し、交通危険箇所の改善を行います。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>●地元からの要望及び施設設置基準に基づいて、交通安全施設を整備すること。また、計画的な事業進捗を図ることにより、交通事故の減少が図れます。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度政策評価シート

作成日

令和2年6月5日

政策コード	6-4	担当部局	市民生活部	責任者 (部長名)	中西あけみ
-------	-----	------	-------	--------------	-------

1. 政策体系

基本目標	6. 安全な生活を守るまち
政策	6-4. 安全な消費生活のための環境づくり

2. めざす姿

消費者被害が、未然に防止されます。また、被害者の救済支援が行われています。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	最終目標値	実績値の推移			
		H22	R1	H25	H27	H29	R1
1	消費生活に関する相談処理率【%】	99	100.0	97.8	97.9	99.1	97.5
2	-	-	-	-	-	-	-

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
消費生活に関する苦情・相談を受け付け、関係機関と連携を図り、適切な助言や斡旋を行いました。被害を未然に防止するため、出前講座の開催や啓発チラシの配布などで消費者情報の提供を行いました。適正な計量の実施を確保するため、計量器の定期検査や商品内容量立入検査などを適切に行いました。消費生活センター条例を制定しました。	消費生活に関する苦情・相談を受け付け、関係機関と連携を図り、適切な助言や斡旋を行いました。被害を未然に防止するため、出前講座の開催や啓発チラシの配布などで消費者情報の提供を行いました。適正な計量の実施を確保するため、計量器の定期検査や商品内容量立入検査などを適切に行いました。	消費生活に関する苦情・相談を受け付け、関係機関と連携を図り、適切な助言や斡旋を行いました。被害を未然に防止するため、出前講座の開催や啓発チラシの配布などで消費者情報の提供を行いました。適正な計量の実施を確保するため、計量器の定期検査や商品内容量立入検査などを適切に行いました。

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
消費生活に関する苦情・相談を受け付け、関係機関と連携を図り、適切な助言や斡旋を行いました。メールやSNSを使った悪質商法や電子マネーをのっとられるなど新しいトラブルも増加しており、広報が必要です。適正な計量の実施を確保するため、計量器の定期検査や商品内容量立入検査などを適切に行いました。消費生活センター条例を制定しました。	高齢化・情報化などの急速な進展を背景に、架空請求など詐欺まがいの悪質な被害の相談が依然として多数あり、関係機関との連携を強化する必要があります。巧妙化・悪質化する消費者トラブルに対応できるよう相談員の資質向上が必要となっています。被害の未然防止を図るため、消費者啓発や消費者教育のより一層の推進が必要となっています。適正な計量の実施を確保するため、計量関係法規などの専門的な知識や計量器検査技術を担当職員が適切に継承していく必要があります。	高齢化・情報化などの急速な進展を背景に、架空請求など詐欺まがいの悪質な被害の相談が依然として多数あり、関係機関との連携を強化する必要があります。巧妙化・悪質化する消費者トラブルに対応できるよう相談員の資質向上が必要となっています。被害の未然防止を図るため、消費者啓発や消費者教育のより一層の推進が必要となっています。適正な計量の実施を確保するため、計量関係法規などについて、適切な知識や計量器検査技術を担当職員が適切に継承していく必要があります。

6. 今後の取組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
1. 計画通り 市民の利便性の向上を図るため、消費生活センターを市役所に移転し、市民相談室との統合を28年度から行います。巧妙化・悪質化する消費者トラブルに対応できるよう、相談員の質的向上を図るとともに、関係機関等との連携を強化していきます。市役所リニューアルのため一時的な13階への移転による相談室の確保も必要です。	1. 計画通り 巧妙化・悪質化する消費者トラブルに対応できるよう、相談員の質的向上を図るとともに、関係機関等との連携を強化していきます。市役所リニューアルのため一時的な13階への移転による相談室の確保も必要です。	1. 計画通り 巧妙化・悪質化する消費者トラブルに対応できるよう、相談員の質的向上を図るとともに、関係機関等との連携を強化していきます。

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
6-4-1	安全な消費生活のための環境づくり	57,122	24,581	24,749
	事業費合計	57,122	24,581	24,749

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局 市民生活部 作成日 令和2年6月5日
 責任者(部局長名) 中西あけみ

施策コード 6-4-1

施策名 安全な消費生活のための環境づくり

消費生活に関する情報発信
 消費生活に関する意識啓発
 相談窓口の充実
 適正な計量の推進
 -

総的位置づけ
 基本目標 6 安全な生活を守るまち
 政策 6-4 安全な消費生活のための環境づくり
 総合計画 154 ページ
 後期基本計画

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
出前講座開催数	回	23	40	10	25.00
消費生活に関する理解度	%	96	100	92	92.00

(振り返り) 実施した内容	●電話や来訪による消費生活に関する相談について、関係機関と連携しながら助言や斡旋を行いました。●事業者に対し、斡旋を通じて消費関連法を普及しました。●複雑化する問題や法改正に対応できるよう各種研修の受講により相談員の資質向上を図りました。●計量器定期検査、特定計量器立入検査、商品量目立入検査を行いました。
現状と課題	●高齢化・情報化などの急速な進展を背景に、架空請求など詐欺まがいの悪質な被害の相談が依然として多数あり、関係機関との連携を強化する必要があります。●巧妙化・悪質化する消費者トラブルに対応できるよう相談員の資質向上が必要となっています。●被害の未然防止を図るため、消費者啓発や消費者教育のより一層の推進が必要となっています。●適正な計量の実施を確保するため、計量関係法規などについて、適切な知識や計量器検査技術を担当職員が適切に継承していく必要があります。●社会情勢(新型コロナウイルス感染症防止を目的とした3密の回避など)に応じた事業展開の検討が必要です。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●安全な消費生活のための環境づくり 消費生活に関する様々な相談業務に対応していきます。また、架空請求や振り込み詐欺、悪質商法への対処法について、広報・啓発に努めるとともに、消費生活出前講座の開催を通じて、広く市民に対して消費生活に関する適切な情報を提供し、日常生活における意識の啓発を図ります。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 消費生活相談事業	指標	消費生活相談件数	1,850	件	1	維持	
		15,341	14,709	1,718				
02	消費者意識啓発事業	指標	消費生活出前講座受講者数	3,000	人	2	維持	
		5,552	5,298	893				
03	計量行政推進事業	指標	計量器定期検査実施率	100	%	1	維持	
		5,002	4,742	100				
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計				25,895				24,749

- 1...計画どおり事業を進めることが適当
- 2...事業の進め方等に改善が必要
- 3...事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4...休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●消費者が消費生活に関する講座を受講することにより最新の情報を取得・理解することで消費者被害を未然に防止できることから、講座の開催数と講座における理解度を成果目標として設定しています。開催は10回で達成度は25%でした。●消費生活に関する理解度は、目標の100%を若干下回る92.2%でした。●出前講座の開催について、警察や県が同様の講座を開催しており、住み分けが必要となっています。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●施策の方向性①:消費生活に関する情報発信、方向性②:消費生活に対する意識啓発、方向性③:相談窓口の充実、方向性④:適正な計量の推進。●本施策は上記のとおり4つの方向性で構成しています。●構成する事務事業の対象と目的はほぼ共通であり、妥当であると考えます。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●弁護士会、国民生活センター等と連携を図っています。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施改善策	●国民生活センター等が実施する研修に相談員を派遣し、相談員の資質の向上を図ります。●悪質商法など消費生活に関する情報収集を行い相談員間での情報の共有を徹底します。●被害の未然防止を図るため、引き続き消費生活に関する情報を市民に適時適切に提供するとともに消費者教育を推進します。●計量関係法規などについて適切な知識や計量検査技術を担当職員が適切に継承します。●出前講座について、警察や県との調整が必要となっています。●消費生活と交通安全をセットにした講座の推進を図ります。●社会情勢(新型コロナウイルス感染症防止を目的とした3密の回避など)に応じた事業展開の対策を行いません。
次年度実施改善策	●国民生活センター等が実施する研修に相談員を派遣し、相談員の資質の向上を図ります。●悪質商法など消費生活に関する情報収集を行い相談員間での情報の共有を徹底します。●被害の未然防止を図るため、引き続き消費生活に関する情報を市民に適時適切に提供するとともに消費者教育を推進します。●計量関係法規などについて適切な知識や計量検査技術を担当職員が適切に継承します。●出前講座について、警察や県との調整をし効率的な講座の開催が必要となっています。●消費生活と交通安全をセットにした講座の推進を図ります。
中期(概ね3～5年)に実施可能な改善策	●国民生活センター等が実施する研修に相談員を派遣し、相談員の資質の向上を図ります。●悪質商法など消費生活に関する情報収集を行い相談員間での情報の共有を徹底します。●被害の未然防止を図るため、引き続き消費生活に関する情報を市民に適時適切に提供するとともに消費者教育を推進します。●計量関係法規などについて適切な知識や計量検査技術を担当職員が適切に継承します。●出前講座について、警察や県との調整をし効率的な講座の開催に取り組みます。●消費生活と交通安全をセットにした講座の推進を図ります。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
消費者被害の早期救済など、被害額を最小限に抑えることにつながります。	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度政策評価シート

作成日 令和2年6月12日

政策コード	6-5	担当部局	保健福祉部	責任者 (部局長名)	野村 成人
-------	-----	------	-------	---------------	-------

1. 政策体系

基本目標	6. 安全な生活を守るまち
政策	6-5. 健康を守る安全な生活環境づくり

2. めざす姿

食の安全、住まいの環境衛生、感染症予防など、市民が安全で衛生的に暮らすことができる生活環境をつくり、健康被害の発生を未然に防止することを目指します。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	最終目標値	実績値の推移			
		H22	R1	H25	H27	H29	R1
1	衛生基準の適合率【%】	93.9	100	93.7	95.5	92.9	93.1
2	食中毒発生件数【件】	1	0	3	2	5	2

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
食品・環境衛生施設等への監視指導を7,604回、講習会を63回実施し、施設の衛生確保に努めました。食中毒については、2件発生しました。結核の確実な治療を促すため、公費負担を行いました。27年の結核罹患率は14.6人/10万人と目標を達成することができました。	食品・環境衛生施設等に対し監視指導を6,455回(食品5,991回・環境464回)、講習会を68回(食品63回・環境5回)と目標を上回る回数を実施し、施設の衛生確保に努めました。食中毒については5件が発生しました。結核の確実な治療を促すためDOTS事業(直接服薬確認法)を推進し、29年の結核罹患率は13.5人/10万人と目標を達成することができました。	食品・環境衛生施設等に対し監視指導を5,071回(食品4,846回・環境225回)、講習会を53回(食品48回・環境5回)実施し、施設の衛生確保に努めました。食中毒については2件が発生しました。令和元年の結核罹患率は12.8人/10万人と目標を達成することができました。新型コロナウイルス感染症に対応するため、帰国者・接触者相談センターを開設しました。

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
多様化する食品営業形態や環境衛生業態に対して、法や通達にのっとり、監視の強化、適正な指導の重要性が増してきました。感染症のまん延防止のため、結核を含む感染症の正しい知識の啓発を推進する必要があります。	食品営業形態や環境衛生業態は年々多様化しており、行政による監視・指導の重要性はより一層高くなっています。また、国によるHACCP導入義務化に向けた法改正が進められており、情報収集等適切な対応が重要となってきます。29年度はダニ媒介感染症の一つであるSFTS(重症熱性血小板減少症候群)の発生もあり、予防啓発を強化していく必要があります。	食品営業形態や環境衛生業態は年々多様化しており、行政による監視・指導の重要性はより一層高くなっています。また、法改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化に向け、情報収集等適切な対応が重要となります。新型コロナウイルス感染症の感染予防、まん延防止を図るため、正しい知識の普及啓発を行っていく必要があります。

6. 今後の取組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
1. 計画どおり 食品・環境衛生施設等に対し、関連部署や各生活衛生同業組合との連携・協力を図りながら、より効率的な監視体制を構築していきます。平成28年10月から定期接種化が予定されている乳児のB型肝炎ワクチン予防接種の実施に向けて体制を整備します。	1. 計画どおり 食品・環境衛生施設等に対し、関係機関との連携・協力を図りながら、より効率的な監視体制を構築していくとともに、国の法改正等を注視しながら適切な情報収集に努めます。麻しんに続き、風しんゼロ戦略が国から通知されており、麻しん・風しん対策の強化をしていきます。麻しん・風しんの予防接種の接種率95%を目指します。	1. 計画どおり 食品・環境衛生施設等に対し、関係機関との連携・協力を図りながら、より効率的な監視体制を構築していくとともに、国の法改正等を注視しながら広域的な観点も含め適切な情報収集に努めます。風しんのまん延防止のため、令和元年度から3年度まで、風しんの抗体検査を実施します。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、相談・検査体制の強化と、市民への周知啓発に努めます。

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
6-5-1	食品衛生対策の推進	104,055	128,554	128,078
6-5-2	と畜の衛生的で適正な処理の推進	170,127	168,721	166,844
6-5-3	環境衛生対策の推進	43,304	49,084	46,912
6-5-4	動物の愛護と適正な管理の推進	77,880	82,063	91,902
6-5-5	感染症の予防体制の充実	825,134	843,410	839,127
6-5-6	健康を守る安全な生活環境づくりを実現するための包括的な施策	128,011	135,831	128,447
事業費合計		1,348,511	1,407,663	1,401,310

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施策 評価 シート (主要な施策の成果報告書)

担当部局 保健福祉部 作成日 令和2年6月11日
 責任者(部局長名) 野村 成人

施策コード	6-5-1
施策名	食品衛生対策の推進
総の位置づけ	基本目標 6 安全な生活を守るまち
政策	6-5 健康を守る生活環境づくり
総合計画後期基本計画	158 ページ

施策の方向性	食品の安全性確保と飲食による危害防止
	食品衛生対策に関する情報提供
	-
	-

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
衛生講習会受講者数	人	3,502	4,500	3,000	66.7
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(振り返り) 実施した内容	●営業許可施設の監視指導を延べ4,846件、衛生講習会を48回実施することで、施設の衛生管理、食品等の取扱いに関する知識及び技術の向上に努めました。●食品の収去検査を198件行い、食品の安全性の確認及び違反食品等に対する行政指導を行いました。●市民向けに街頭で食中毒予防のチラシ配布を2回実施しました。●シーケンサ(遺伝子解析機器)による、食中毒(疑い含む)事件発生時に詳細な検体検査を行いました。
現状と課題	●「食品衛生法等の一部を改正する法律」の公布により、原則全ての食品等事業者は「HACCPに沿った衛生管理」を行うことになりました。令和2年6月の施行に向けて、引き続き計画的な指導を行うとともに、普及のための人材を養成する必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●食品の安全性確保 食品の安全を確保し食中毒等の健康被害を防止するため、国・都道府県等との健康危機管理体制を強化し、事業者自らが行う衛生管理制度(HACCP=ハサップ)の推進、および基準不適合の食品等の事業者に対して改善指導を行います。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		令和元年度	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 食品営業許可調査指導事業	指標	食品衛生講習会実績	60	回	2	維持	-
	66,432	65,609	48					
02	☆ 食品衛生対策事業	指標	食品の収去検査適合率	100	%	1	維持	○
	63,105	62,469	97.1					
03	#N/A #N/A	指標						
04	#N/A #N/A	指標						
05	#N/A #N/A	指標						
06	#N/A #N/A	指標						
07	#N/A #N/A	指標						
08	#N/A #N/A	指標						
09	#N/A #N/A	指標						
10	#N/A #N/A	指標						
事業費の合計				129,537				128,078

- 1...計画どおり事業を進めることが適当
- 2...事業の進め方等に改善が必要
- 3...事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4...休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●受講者・内容が重複する講習会の整理や、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため年度末に依頼された講習会の開催を見送ったこともあり、施策の成果達成度は66.7%と目標を達成できませんでしたが、食品営業許可施設の食品衛生責任者に対する衛生講習会や、給食施設従事者に対する衛生講習会、市民への出前講座を実施し、食中毒予防啓発に努めました。多くの食品等事業者や市民に衛生講習会を受講していただくことは、食中毒予防につながるため、施策の意図に合ったものと考えます。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●食品の安全性確保と飲食による危害防止 食品の収去検査、大量調理施設のふきとり検査は食品の安全性を確保することになります。食中毒の迅速な疫学調査は、被害拡大防止及び再発防止になり妥当であると考えます。</p> <p>●食品衛生対策に関する情報提供 食品等事業者への衛生教育及び市民へ食品衛生に関する情報を発信することは、食品衛生に関する知識向上につながり方向性は妥当であると考えます。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●本市は、佐世保市食品衛生協会と連携して食品衛生の向上を推進しています。同協会の食品衛生指導員は、営業者に近い立場で自主衛生管理を推進しており、食品衛生の向上に努めています。また同協会は、本市の行う食品衛生責任者講習会の業務委託、収納業務委託を受け、本市の業務の効率化に寄与しています。以上のことから役割分担は妥当であると考えます。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
食中毒対策や食品衛生に関する情報提供、リスクコミュニケーションの充実は、食品衛生の向上ならびに食中毒予防に寄与することから、重点化事業と位置付けました。	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	●HACCPに沿った衛生管理の制度化に向けた食品等事業者への周知及び講習会を実施します。●市内食品営業施設のうち、業種・規模・所在地を考慮し、より効率的な収去計画を立てます。●食品の安全に関する理解を高めるため、若い世代の消費者及び食品等事業者へのリスクコミュニケーションを拡大していきます。
次年度に実施する改善策	●食品等事業者に対し、HACCP対応に向けた計画的な指導や講習会を実施します。●収去検査の項目・品目・数量・時期等を見直ししていきます。●食品の安全に関する理解を高めるため、若い世代の消費者及び食品等事業者へのリスクコミュニケーションをさらに拡大します。
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	●食品等事業者に対しHACCPの実施状況を監視指導し、衛生管理の向上を図ります。●収去検査の継続的な見直しを行うことにより、効率性や効果の向上を図ります。●リスクコミュニケーションの手法は情勢に応じ見直します。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●HACCP導入により、食品等事業者の衛生管理が向上し、食品の安全性が高まり、食品による健康被害発生の予防が図られます。●市民自らが食品衛生について正しく理解することで、食中毒予防が図られます。	

令和 元 年度実施事業 **令和 2 年度 施策 評価 シート** (主要な施策の成果報告書)

担当部局		保健福祉部		作成日 令和2年6月9日	
責任者(部局長名)		野村 成人			
施策コード	6-5-2				
施策名	と畜の衛生的で適正な処理の推進		施策の方向性	食肉衛生検査体制の充実	
総の位置づけ	基本目標 6 安全な生活を守るまち			検査結果等の積極的な情報開示	
計画	政策 6-5 健康を守る安全な生活環境づくり				
画け	総合計画 後期基本計画	159		ページ	

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値		対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	23年度	目標値	実績値	
枝肉清浄度	個/平方センチメートル	3	-	10以下	14.12	87.0
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-

(振り返り)実施した内容	●適正にと畜検査・食鳥検査を行い、疾病あるいは病変を適切に排除しました。●と畜解体・食鳥処理の衛生を向上させるために、と畜場・食鳥処理場へ指導・助言して、HACCPの導入を完了しました。●食品衛生監視指導計画に基づいて残留有害物質検査を行い、基準に適合していることを確認しました。
現状と課題	●研修等を通して新しい技術を習得し、検査精度を向上するために調査研究に取り組む必要があります。●と畜場・食鳥処理場のHACCPについて、と畜検査員・食鳥検査員による外部検証を行い、HACCPが適正に運用されているかを評価する必要があります。●食肉・食鳥肉の残留有害物質検査を効率的で効果的に実施するために、検査対象薬物を定め、検査検体を絞る必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●食品の安全を確保し食中毒等の健康被害を防止するために、国・都道府県等との健康危機管理体制を強化し、事業者自らが行うHACCPの推進及び基準不適合の食品等の事業者に対して改善指導を行います。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		令和元年度	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ と畜検査事業	指標	食肉の精密検査検体数	2,194	検体	1	維持	-
		150,213	147,680	2,117				
02	☆ 食鳥検査事業	指標	食鳥肉の精密検査検体数	1,063	検体	1	維持	-
		9,486	9,477	1,289				
03	残留抗菌性物質対策事業	指標	食肉・食鳥肉モニタリング検査検体数	1,476	検体	1	維持	-
		9,724	9,687	1,349				
04	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
05	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
06	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
07	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
08	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
09	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
10	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
事業費の合計				169,423			166,844	

1・・・計画どおり事業を進めることが適当
 2・・・事業の進め方等に改善が必要
 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●と畜場における枝肉、食鳥処理場における丸と体について、表面の細菌数とは畜解体・食鳥処理における衛生レベルの影響を受けることから、監視指導の結果を間接的に評価できるものと考え、枝肉清浄度を成果指標としたことは妥当です。●HACCPを導入したにもかかわらず、令和元年度の実績は目標値をわずかに超えていて目標を達成できていませんでした。枝肉清浄度を上げて表面細菌数を抑えるために、外部検証によってHACCPの衛生手順の順守を確認し、衛生検査と監視指導を継続します。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●と畜検査事業はと畜場法、食鳥検査事業は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づくもので、それぞれの疾病排除と微生物汚染制御の規定・規制によって消費者の健康保護に寄与していることから、事務事業の構成として妥当です。●残留抗菌性物質対策事業は、流通する前のと畜場・食鳥処理場で食肉・食鳥肉を収去して、食品衛生法に基づく残留有害物質の規格基準を検査するもので、事務事業の構成として妥当です。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●と畜検査・食鳥検査は行政が行う法規定があり、行政以外へ役割分担をすることはできません。●と畜場・食鳥処理場における衛生管理や作業衛生については、行政が食品衛生監視指導計画に基づいて行うものであり、役割分担は明確です。●食肉・食鳥肉の残留有害物質検査についても、法規定の食品衛生監視指導計画に基づくものであり、行政が実施主体になることは妥当です。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
-	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する策	●と畜場で家畜伝染病の発生を想定した対応マニュアルを策定し、円滑に対応できるよう訓練を行います。●食肉衛生検査の技術レベルを高く保つために調査研究を継続します。●食鳥処理場へのHACCP導入を完了するよう助言指導します。●効率的な残留有害物質検査を行うために、生産段階の動物用医薬品使用状況を反映した食品衛生監視指導計画を策定します。
次年度実施する策	●と畜場のHACCPが適正に運用されるよう、食肉衛生検査所が外部検証を行います。●と畜検査の技術向上と技術の伝承に努めます。●食鳥処理場へのHACCP導入を確認し、適正な運用を助言します。●残留有害物質検査の妥当性評価が未完了の試験法について、妥当性評価を適切に行って検査精度を保ちます。
中期(概ね3～5年)に実施可能な策	●疾病診断の迅速化と精度向上をさらに高めます。●専門的な精密検査の技術伝承を進めます。●と畜場と食鳥処理場におけるHACCPについて、外部検証を適正に行うための体制を整えます。●生産農場へ食鳥のカンピロバクター検査成績を情報還元することで、食鳥肉の汚染低減に寄与します。●残留有害物質検査の精度を維持し、検査手技を伝達します。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●消費者が食肉・食鳥肉の安全性を、安心して受け入れることができます。	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施策 評価 シート (主要な施策の成果報告書)

担当部局		保健福祉部		作成日 令和2年6月10日	
責任者(部局長名)		野村 成人			
施策コード	6-5-3				
施策名	環境衛生対策の推進		施策の方向性	環境衛生対策	
基本目標	6 安全な生活を守るまち			-	
政策	6-5 健康を守る生活環境づくり			-	
総合計画 後期基本計画	160	ページ		-	

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値		対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	23年度	目標値	実績値	
衛生基準の適合率	%	93.9	-	100	93.1	93.1
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-

(振り返り) 実施した内容	●浴槽水、専用水道の飲料水等の検査の実施により、市民が安全で安心して利用できる水質の確保に努めました。●理容業、美容業、クリーニング業等の許認可、監視指導を行うことにより、市民が安心して利用できるよう衛生確保に努めました。●一般公衆浴場の経営状況等を確認することで、適正な補助金交付を行いました。●保健環境連合会の収支や活動実績を確認することで、適正な補助金交付を行いました。
現状と課題	●主に浴槽水等によるレジオネラ症等健康被害を防止し、環境衛生を維持するための指導を強化する必要性が生じています。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●関連部局や各種生活衛生同業組合との連携を図りながら、環境衛生法の遵守を図るため、監視指導を強化します。●一般公衆浴場の経営状況調査や施設利用者の実態調査を行い、適正な補助金交付を行います。●地域住民と密接な関係である保健環境連合会に対して適正な補助事業を行うために、各部局と協議・連携を重ねていきます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		令和元年度	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 環境衛生啓発事業	指標	-	-	-	1	維持	○
			45,918	45,274	-			
02	アスベスト対策事業	指標	アスベスト成分調査実施率		-	%	-	-
			1,638	1,638	-			
03	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
04	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
05	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
06	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
07	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
08	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
09	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
10	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
事業費の合計			47,556	46,912				

1・・・計画どおり事業を進めることが適当
 2・・・事業の進め方等に改善が必要
 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●浴槽水、飲料水、家庭用品等の行政検査(収去検査)を、年間を通して行うことで環境衛生の推進を図っています。特に、公衆浴場等の浴槽水や専用水道等の飲料水の衛生確保については、最重要な問題でもあり、健康被害を未然に防ぐため、収去検査による衛生基準の適合率を指標として、100%を目標とすることは妥当であると考えます。●浴槽水、飲料水等において計9件が基準値不適合でした。なお、不適合の施設等には検査結果に基づき指導を実施しており、健康被害も発生していない事から、実績値に問題はないと考えます。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●環境衛生対策については成果指標と連動しているため、公衆浴場補助事業、保健環境連合会活動事業費補助事業についても環境衛生の確保における重要事業であるので妥当であると考えます。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●保健環境連合会は、市内各町内の消毒作業や公共の墓地、側溝等の消毒を行うなど、行政による公衆衛生確保の一翼を担っており、役割分担等については妥当であると考えます。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
環境衛生関係施設に対する監視指導等を行い、市民の健康被害を未然に防ぐ事は、市民生活の安全性を確保するうえで重要な事であるため、重点的な事業と位置付けました。	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	●健康被害につながる可能性のある公衆浴場等への監視指導を重点的に行います。●「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」に基づき、一般公衆浴場が減少しないよう浴場の経営状況等を確認しながら、適正な補助金交付を行います。●保健環境連合会の収支や活動実績を確認しながら、適正な補助金交付を行います。
次年度実施する改善策	●環境衛生関係施設に対する監視指導を強化します。●「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」に基づき、一般公衆浴場がこれ以上減少しないよう、施設の経営状況等を確認しながら、適正な補助金交付を行います。●保健環境連合会の収支や活動実績を確認しながら、適正な補助金交付を行います。
中期(概ね3～5年)に実施可能な改善策	●収去対象施設の計画的な選定及び対象施設の衛生管理についての監視指導と自主検査を促す取り組みを行っていきます。●公衆浴場補助事業及び保健環境連合会活動事業費補助事業については、その時点における社会情勢の変化、公衆浴場の数、保環連加入町内会の数等を鑑みて、適正な補助金交付を行います。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●環境衛生関係施設に対する監視指導を強化することで、事業者が法令等に沿って適正に衛生管理を行うようになり、施設を利用する市民の安全性が向上します。●公衆浴場補助事業及び保健環境連合会活動事業費補助事業の適正化が図られます。	

令和 元 年度実施事業 **令和 2 年度 施策 評価 シート**
(主要 な 施策 の 成果 報告 書)

担当部局		保健福祉部		作成日 令和2年6月10日	
責任者(部局長名)		野村 成人			
施策コード	6-5-4				
施策名	動物の愛護と適正な管理の推進		施策の方向性	狂犬病予防対策	
総合位置づけ	基本目標 6 安全な生活を守るまち			動物愛護及び適正管理の啓発	
計画	政策 6-5 健康を守る生活環境づくり				
画け	総合計画 後期基本計画	161		ページ	

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
狂犬病予防接種率	%	75.8	75	75.5	100.7
犬猫処分頭数	頭	980	750	370	150.7
-	-	-	-	-	-

(振り返り)実施した内容	●市内73か所の狂犬病予防集合注射と、動物病院での狂犬病予防注射及び飼い犬の登録を実施することにより、犬の登録と狂犬病予防接種率の向上に努めました。●地域猫の不妊去勢手術費用助成による活動支援と、引取った犬猫の譲渡を進めることで、犬猫の処分頭数の抑制を図りました。
現状と課題	●日本における狂犬病が50年以上発生していないため、市民の狂犬病予防に対する認識が低く、予防接種率の向上が困難です。●狂犬病検査に対応するためにも、動物愛護センターの建設が望まれています。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●狂犬病予防集合注射を継続しつつ、動物病院での狂犬病予防注射へ比重を移すよう働きかけることで、効率的な事業運営を進めます。●猫の処分頭数を抑制するために、地域猫の不妊去勢手術費用助成を拡大し、動物愛護団体等と協働して引取った犬猫の譲渡を進めます。●動物愛護法に関する業務が適正に行える施設の整備を進めます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		令和元年度	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 狂犬病予防対策事業	指標	狂犬病予防接種率	75	%	1	維持	○
		61,245	56,687	75.5				
02	☆ 動物の愛護・管理事業	指標	捕獲犬生存率	80	%	1	維持	-
		35,466	35,215	100.0				
03	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
04	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
05	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
06	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
07	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
08	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
09	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
10	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
事業費の合計				96,711				91,902

1・・・計画どおり事業を進めることが適当
 2・・・事業の進め方等に改善が必要
 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●WHOが狂犬病蔓延防止のために必要とする狂犬病予防接種率は70%以上としており、本市の令和元年度の接種率が約75%であったことから、目標値の設定および実績は妥当であると考えます。●犬猫処分頭数は、地域猫活動の推進や、飼い主からの犬猫の引取りの厳格化により、減少傾向にあります。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●狂犬病予防対策は狂犬病発生を予防するための事務事業であり、構成は妥当です。●動物愛護及び適正管理の啓発については、動物愛護精神の普及啓発の事務事業であるので、構成は妥当です。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●狂犬病の予防接種は、長崎県獣医師会、佐世保市内および近隣の開業獣医師との連携が不可欠であるため、妥当であると考えます。●動物愛護行政については、動物愛護団体等と協働して協力体制の構築及び役割分担を行っていく必要があり、妥当であると考えます。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>●狂犬病に関する知識を啓発して狂犬病予防に努め、狂犬病が発生した場合は、その蔓延防止と清浄化に努めることが重要なので、狂犬病予防事業を重点的な事業と位置付けています。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	●狂犬病予防集合注射の会場を見直し、効率的な事業運営を進めます。●猫の処分頭数を抑制するために、地域猫の不妊去勢手術費助成を拡大して実施します。
次年度実施する改善策	●狂犬病予防集合注射を継続しつつ、狂犬病予防集合注射の会場を見直し、効率的な事業運営を進めます。●動物愛護団体等と協働して引取った犬猫の譲渡を進めます。●犬のしつけ方教室の内容充実を図り、動物愛護精神の普及啓発を進めます。
中期(概ね3～5年)に実施可能な改善策	●狂犬病侵入時に迅速に対応する体制を整えるため、犬の登録と狂犬病予防注射頭数の把握を行います。●動物愛護センターの建設に向けた整備を進め、動物愛護の関連事業を取組む体制を整えます。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>●狂犬病予防接種率の向上により、日本国内への狂犬病侵入時の防疫が強化されます。●市民に対する動物愛護精神の普及啓発により、犬猫の処分頭数が抑えられ、犬猫の適正飼養により快適な生活環境を維持できます。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施策 評価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局		保健福祉部		作成日 令和2年6月19日	
責任者(部局長名)		野村 成人			
施策コード	6-5-5				
施策名	感染症の予防体制の充実		施策の方向性	感染症予防対策の推進	
基本目標	6 安全な生活を守るまち			結核予防対策の推進	
政策	6-5 健康を守る安全な生活環境づくり			-	
総合計画 後期基本計画	162	ページ		-	

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
麻疹予防接種の接種率	%	91.7	95	90.5	95.3
結核罹患率(対人口10万人)	人	21.1	13.2以下	12.8	103.1
-	-	-	-	-	-

(振り返り) 実施した内容	●感染症予防のための定期予防接種を実施しました。●季節的に猛威を振るうインフルエンザ予防のため、接種費用の一部助成を行いました。●里帰り出産等に伴う県外での予防接種費用について補助を行いました。●HIV、肝炎、クラミジア、梅毒の検査を行い、市民の健康保持・予防に努めました。●結核については、確実な治療につなげるため、医療費の公費負担を行うとともにDOTS(服薬指導)を行い、完全治癒をめざすことで蔓延防止を図りました。●新型コロナウイルス感染症に関する窓口を設置し、相談対応しました。
現状と課題	●感染症の予防と拡大防止のため、正しい知識などの周知と普及啓発に努めるとともに、発生時に迅速かつ適切な対応が必要です。●特に新型コロナウイルス感染症については、不明確な点が多いため、国の動向を注視しながら体制を整えていく必要があります。●外国人観光客の増加に伴い、外国由来の感染症の発生や外国人患者への対応など新たな課題やリスクが増えています。●予防接種の有効性、重要性の情報提供を行い、接種率の向上を図る必要があります。●結核についての正しい知識、現状について、医療機関や施設従事者に対し、蔓延防止の観点から啓発を行うことが重要です。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●感染症等の予防対策の推進 感染症等に対する正しい知識等を普及・啓発し、感染症等の発生予防・蔓延防止に努めるとともに、発生時に迅速かつ適切に対応するため、県等の関係機関と連携し、健康危機管理体制の強化に努めます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		令和元年度	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 予防接種事業	指標	インフルエンザ予防接種接種率(65歳以上)	60	%	1	維持	-
	762,764	746,431	54.1					
02	☆ 感染症対策事業	指標	感染症対策への理解度	100	%	1	維持	-
	97,798	54,661	98.6					
03	☆ 結核対策事業	指標	結核治療成功率	100	%	1	維持	-
	43,721	38,035	100.0					
04	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
05	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
06	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
07	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
08	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
09	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
10	#N/A #N/A	指標	-	-	-	-	-	-
事業費の合計				904,283				839,127

1・・・計画どおり事業を進めることが適当
 2・・・事業の進め方等に改善が必要
 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●麻しんは極めて感染力の高い疾患であり、感染した場合、死亡率0.1～0.2%の重篤な感染症です。●平成27年3月に、WHOにより日本が麻しんの排除状態にあることが認定されました。●令和元年度の麻しん接種率は、90.5%と前年90.2%から微増しました。今後も麻しんワクチンの接種率向上のため、周知、啓発を行う必要があります。●令和元年の結核罹患率は、12.8人/10万人と前年16.8人/10万人から減少したため、今後も引き続き予防啓発を講じると共に、結核患者のうち7割以上を占める高齢者に対する結核の早期発見・早期治療に努めていく必要があります。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●感染症予防対策の推進としては、予防接種、感染症対策の事務事業により、予防対策を充分講じていることから構成は妥当と思われます。●結核の予防対策の推進についても、結核対策事業により、治療費の公費負担、知識向上のための健康教育、説明会等対策を講じていることから構成は妥当と思われます。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●医師会は専門的見地から、市との連携のもと、感染症の予防のための研修会や広報啓発を実施されています。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
-	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する策	●予防接種の接種率向上のため、県・医師会との連携による医療機関の確保及び周知広報等による情報提供を行うとともに、里帰り出産などの理由による県外での接種に対し費用負担軽減措置を継続して実施します。●風しんの追加対策として、令和元年度から3年間40歳～57歳の男性に対し、風しん抗体検査・予防接種を実施し、感染症の予防、まん延防止を図ります。●結核の予防・蔓延防止のため、介護サービス事業者を対象に、知識習得、啓発を目的とした健康教育を実施します。●新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備し、検査が必要な人に迅速に対応できるようにします。
次年度実施する策	●引き続き、予防接種の接種率向上のため、県・医師会との連携による医療機関の確保及び周知広報等による情報提供を行うとともに、里帰り出産などの理由による県外での接種に対し費用負担軽減措置を継続して実施します。●風しんの追加対策として、40歳～57歳の男性に対し、風しん抗体検査・予防接種を実施し、感染症の予防、まん延防止を図ります。●結核については、より効果的な広報・啓発を行い蔓延防止を図るとともに、医療費の公費負担とDOTS(服薬指導)を実施します。
中期(概ね3～5年)に実施可能な策	●クルーズ船の寄港増加による外国人観光客の増加に伴い、新たな感染症の発生も予想されることから、リスク管理や的確な情報提供に努めます。●予防接種の接種率向上のため、医師会と連携し実施医療機関の確保など、予防接種が受けやすい環境の整備・維持に取り組みます。●継続して、結核の早期発見・二次感染防止、蔓延拡大防止を図ります。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●市民が感染症の予防や対応に対する正しい知識や意識を持ち、予防行動が可能となり、感染症が発生した場合にも、感染予防、拡大防止に対応できるようになります。●それが結果的に市民の安全安心な生活に繋がることになります。	